吸収合併に係る事前開示書類

2023 年 1 月 25 日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

イオンクレジットサービス株式会社

2023 年 1 月 25 日

吸収合併に係る事前開示書類

（吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項
吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく開示事項）

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」といいます。）及びイオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2022 年 12 月 1 日付で吸収合併契約書を締結し、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社、効力発生日を 2023 年 3 月 1 日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本合併に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 合併対価についての定めの相当性に関する事項

本合併に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。
なお、甲及び乙は、会社計算規則第 2 条第 3 項第 36 号に規定する共通支配下関係にありますが、乙の株主は甲のみであり、乙に少数株主は存在しないため、乙の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 2 に記載の通りです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
別紙 3 に記載のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本合併の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
以上より、本合併の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以　上



吸収合併契約書

イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「甲」という。）及びイオンクレジットサービス株式会社（以下「乙」という。）は、2022 年 12 月 1 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）イオンフィナンシャルサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

(2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）イオンクレジットサービス株式会社
（住所）東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 3 月 1 日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項

に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うとともに、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本合併の効力）

本合併は、効力発生日までに、甲が銀行法第52条の36第1項に定める銀行代理業の許可の取得および割賦販売法第35条の17の2に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録を完了していることを条件として、その効力を生じる。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2022年12月1日

甲：　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

乙：　東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンクレジットサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

連結計算書類及び計算書類

事業年度 2021 年 3 月 1 日から
（第 41 期）2022 年 2 月 28 日まで

1. 連結貸借対照表
2. 連結損益計算書
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 貸借対照表
6. 損益計算書
7. 株主資本等変動計算書
8. 個別注記表

東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	5,979,170	流動負債	5,052,244
現金及び預金	738,782	買掛金	225,236
コールローン	8,864	銀行業における預金	4,178,544
割賦売掛金	1,566,284	短期借入金	204,074
リース債権及びリース投資資産	12,585	1年内返済予定の長期借入金	90,214
営業貸付金	772,604	1年内償還予定の社債	63,410
銀行業における貸出金	2,110,010	コマーシャル・ペーパー	85,000
銀行業における有価証券	536,221	賞与引当金	4,086
保険業における有価証券	49,397	ポイント引当金	7,129
買入金銭債権	27,028	その他の引当金	200
金銭の信託	111,015	その他	194,349
その他	170,924	固定負債	717,286
貸倒引当金	△124,549	保険契約準備金	64,367
固定資産	298,699	社債	277,250
(有形固定資産)	34,320	長期借入金	335,933
建物	8,648	退職給付に係る負債	2,271
工具、器具及び備品	25,331	利息返還損失引当金	6,476
建設仮勘定	109	その他の引当金	460
その他	230	繰延税金負債	1,273
(無形固定資産)	127,001	その他	29,252
のれん	14,924	負債合計	5,769,530
ソフトウエア	107,732	[純資産の部]	
その他	4,344	株主資本	423,771
(投資その他の資産)	137,377	資本金	45,698
投資有価証券	12,989	資本剰余金	119,990
繰延税金資産	39,021	利益剰余金	258,525
差入保証金	50,438	自己株式	△442
その他	34,928	その他の包括利益累計額	450
繰延資産	716	その他有価証券評価差額金	△2,549
社債発行費	716	繰延ヘッジ損益	△1,628
		為替換算調整勘定	4,852
		退職給付に係る調整累計額	△222
		新株予約権	33
		非支配株主持分	84,799
		純資産合計	509,055
資産合計	6,278,586	負債純資産合計	6,278,586

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		470,657
包括信用購入あっせん収益	131,779	
個別信用購入あっせん収益	42,662	
融資収益	128,421	
償却債権取立益	11,920	
金融収益	33,684	
銀行業における貸出金利息	22,878	
銀行業における有価証券利息配当金	4,866	
コールローン利息	29	
受取利息	773	
その他の金融収益	5,135	
保険収益	29,189	
責任準備金戻入額	22,271	
その他の保険収益	6,918	
役務取引等収益	60,991	
その他	32,007	
営業費用		411,804
金融費用	21,433	
支払利息	16,596	
銀行業における預金利息	1,864	
その他の金融費用	2,972	
保険費用	28,192	
保険金等支払金	28,045	
その他の保険費用	146	
役務取引等費用	11,462	
販売費及び一般管理費	347,766	
その他	2,949	
営業利益		58,852

科目	金	額
営業外収益		1,240
受取配当金	202	
投資事業組合運用益	361	
補助金収入	493	
その他	183	
営業外費用		149
持分法による投資損失	26	
投資有価証券評価損	54	
為替差損	46	
債権売却損	10	
雑損失	10	
経常利益		59,944
特別利益		705
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	436	
退職給付制度終了益	239	
雇用調整助成金	8	
特別損失		903
固定資産処分損	574	
減損損失	202	
子会社清算損	53	
新型感染症対応による損失	48	
その他	25	
税金等調整前当期純利益		59,745
法人税、住民税及び事業税	13,068	
法人税等調整額	5,630	18,698
当期純利益		41,047
非支配株主に帰属する当期純利益		10,834
親会社株主に帰属する当期純利益		30,212

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	45,698	120,145	237,385	△460	402,768
当期変動額					
剰余金の配当			△9,064		△9,064
親会社株主に帰属する当期純利益			30,212		30,212
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△7	18	10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△155			△155
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△155	21,140	17	21,003
当期末残高	45,698	119,990	258,525	△442	423,771

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,283	△3,902	△334	△352	△1,306	43	73,162	474,667
当期変動額								
剰余金の配当								△9,064
親会社株主に帰属する当期純利益								30,212
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								10
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							155	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,833	2,273	5,186	130	1,756	△10	11,482	13,228
当期変動額合計	△5,833	2,273	5,186	130	1,756	△10	11,637	34,387
当期末残高	△2,549	△1,628	4,852	△222	450	33	84,799	509,055

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

⑴連結子会社の数　　32社

主要な連結子会社の名称

・イオンクレジットサービス株式会社
・株式会社イオン銀行
・AEON CREDIT SERVICE（ASIA）CO.,LTD.
・AEON THANA SINSAP（THAILAND）PLC.
・AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

当連結会計年度より、Insurepro Sdn. Bhdは、株式の取得により連結の範囲に含めております。

当連結会計年度より、AEON MICRO FINANCE（SHENYANG）CO.,LTD.は、清算結了により連結の範囲から除外しております。

⑵主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

⑶開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

⑴持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

⑵持分法適用の関連会社数　　1社

・FUJITSU CREDIT SERVICE SYSTEMS (TIANJIN) CO.,LTD.

⑶持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

⑷持分法を適用しない関連会社

会社名

・Rabbit Cash Company Limited

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は以下の会社を除き、連結決算日と一致しております。

・ＡＦＳコーポレーション株式会社

・株式会社イオン銀行　他17社

（注）上記に記載した会社については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえで連結しております。なお、一部の会社については、連結決算日から３ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえで連結しております。

4．のれんの償却に関する事項

のれんは、20年以内の定額法により償却を行っております。金額が僅少な場合は、発生時に一括償却しております。

(会計方針に関する事項)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3．固定資産の減価償却の方法

⑴有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物	2年～18年
工具、器具及び備品	2年～15年
その他	2年～20年

⑵無形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

⑶リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑷使用権資産

一部の海外子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

5．貸倒引当金の計上基準

貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

また、一部の海外子会社では国際財務報告基準（IFRS）9号を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。なお、銀行業を営む国内連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

6．賞与引当金の計上基準

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に対応する負担額を計上しております。

7．ポイント引当金の計上基準

一部の国内連結子会社が実施するポイント制度において、顧客に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

8．利息返還損失引当金の計上基準

一部の国内連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

9．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：国内連結子会社は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年以内）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：国内連結子会社は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

10. 収益の計上基準

⑴包括信用購入あっせん

①加盟店手数料

一部の国内連結子会社は、加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。海外連結子会社は主として残債方式による発生主義に基づき計上しております。

②顧客手数料

一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

⑵貸出金利息

①銀行事業における貸出金利息

発生主義に基づき計上しております。

②クレジット事業における貸出金利息

一部の国内連結子会社及び海外連結子会社は、残債方式による発生主義に基づき計上しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

12. リース取引の処理方法

一部の国内連結子会社は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

⑴ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理によっております。

⑵ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ対象は借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクであり、これに対応するヘッジ手段は金利スワップ・オプション取引及び通貨スワップ・為替予約取引であります。

⑶ヘッジ方針

各社が定める規程に基づき、財務活動に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジする目的に限定してデリバティブ取引を行っております。

⑷ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして有効性を評価しております。

14. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

15. 責任準備金の積立方法

保険契約準備金の太宗を占める責任準備金は、期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第１項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第４条第２項第４号）に記載された方法に従って計算し積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しています。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金の一部については、保険業法第121条第１項及び保険業法施行規則第80条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第１項第３号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

16. 保険料等収入および保険金等支払金の計上基準

⑴保険料等収入（再保険収入を除く）

保険料等収入（再保険収入を除く）は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

⑵保険金等支払金（再保険料を除く）

保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算出された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。

⑶再保険収入および再保険料

保険料等収入の内、再保険収入は、主として再保険金であり、再保険契約に基づき受取事由が発生したものについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上しております。また、保険金等支払金の内、再保険料は再保険契約に基づき支払義務が発生したものについて、再保険契約に基づき算出した金額を計上しております。

(表示方法の変更)

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金　124,549百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結注記表（会計方針に関する事項）５．貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

②主要な仮定

国内子会社における営業債権について商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の海外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大について、一部の国における返済猶予債権等に係る回収状況から、依然として影響の収束に時間を要するものと仮定しております。当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定は、前連結会計年度の連結計算書類における（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

③翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

各国の経済環境等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合や、新型コロナウイルス感染症の拡大状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損処理

⑴当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

科目名	金額（百万円）
ソフトウエア	107,732

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループが営むリテール金融サービスは、多数の個人との取引を基礎に多量のデータ処理が必要であり、外部環境の変化への対応も踏まえ、基幹システムの更新など重要なシステム投資が行われております。

うち、国内クレジットカード業務に供する予定で開発中の次期基幹システムの当期末残高は50,286百万円であり「ソフトウェア」残高の46％を占めております。

当社グループは、ソフトウエアのうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては投資回収計画や利用状況等に係る連結決算日時点での入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その判断の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、上述した開発中の次期基幹システム（ソフトウエア）については、直近の開発状況をモニタリングした結果、減損処理すべき状況にはないと判断しています。

（追加情報）

（関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続）

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　2020年３月31日）を当連結会計年度末に係る連結計算書類から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」として、15. 責任準備金の積立方法及び16. 保険料等収入および保険金等支払金の計上基準を開示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1．担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産

営業貸付金	4,948百万円
銀行業における有価証券	32,787百万円
計	37,735百万円

担保資産に対応する債務

短期借入金	30,000百万円
長期借入金（1年内返済予定を含む）	5,496百万円
計	35,496百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として差入保証金（中央清算機関差入証拠金）45,000百万円を差し入れております。

2．偶発債務

保証債務

連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るもの	50,200百万円

3．貸出コミットメント契約（貸手側）

①当社グループは、クレジットカード業務に附帯するキャッシング業務等を行っております。

当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	9,911,408百万円
貸出実行額	497,711百万円
差引：貸出未実行残高	9,413,696百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、上記貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

②当社グループは、法人に対する当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約を締結しております。当該契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,034百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが4,998百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

③当社の連結子会社である㈱イオン銀行は、自社で設定の合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は26,693百万円であり、１年以内に融資実行の可能性があるものは、8,852百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており貸出実行が約束されているものではありません。

4．有形固定資産の減価償却累計額　77,453百万円

5．営業貸付金はキャッシング債権、個人ローン債権等であります。

6．銀行業における貸出金は住宅ローン債権等であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)	摘要
発行済株式					
普通株式	216,010,128	－	－	216,010,128	
合計	216,010,128	－	－	216,010,128	
自己株式					
普通株式	179,553	296	7,100	172,749	(注)
合計	179,553	296	7,100	172,749	

(注) 普通株式の自己株式の増加296株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少7,100株は、ストックオプション行使によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	－					33	
合計		－					33	

3．配当に関する事項

⑴ 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年4月21日 取締役会	普通株式	4,964	23.00	2021年2月28日	2021年5月7日
2021年10月6日 取締役会	普通株式	4,100	19.00	2021年8月31日	2021年11月5日

(注) 2021年10月6日取締役会決議による1株当たり配当額には、設立40周年記念配当2円を含んでおります。

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年4月20日 取締役会	普通株式	6,690	利益剰余金	31.00	2022年2月28日	2022年5月9日

(注) 2022年4月20日取締役会決議による1株当たり配当額には、設立40周年記念配当2円を含んでおります。

4．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　19,100株

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、クレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っております。また、銀行業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。当該事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。

なお、一部の子会社は海外子会社であり外貨建ベースで事業を行っております。

このように、主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当社グループでは金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を実施しております。また、金利変動リスク及び為替変動リスクのヘッジを目的としてデリバティブ取引を行っております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として個人に対する住宅ローン、クレジットカード等の貸出金及び割賦売掛金、事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。また、外国証券及び債券・株式等の有価証券、買入金銭債権については、主として市場リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

預金、借用金、社債等の金融負債は、金融情勢の変動や一定の環境下で当社グループが市場を利用できなくなる場合や財務内容の悪化などにより、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。金利変動リスク及び為替変動リスクの一部は金利スワップ取引、通貨スワップ等のデリバティブ取引でヘッジしておりますが、こうしたデリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、当社グループのリスク管理を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、取締役会がリスク管理に係る最高決定機関として、定期的にリスク管理状況の報告を受け、基本的事項の決定を行う体制としています。さらに、当社は取締役会の決定した基本方針の下で全社的なリスク管理を行うため、内部統制推進委員会を設置するとともに、リスク管理の統括部署としてグループリスクマネジメント部を設置しております。また、当社は、グループリスク管理における基本的事項を「リスク管理規則」に定め、グループとしてのリスク管理体制を整備しております。

これらのリスク管理体制は、その有効性、適切性を検証するために、被監査部門から独立したグループ経営監査部による内部監査を受ける体制としております。

①信用リスクの管理

当社は、当社グループの信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行っております。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握すると共に、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。

銀行業を営む国内連結子会社は、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で、保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「ＶａＲ」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

なお、デリバティブ取引における取引先の契約不履行リスクについては、信用度の高い金融機関に対して、分散して取引を行っていることから、リスクは限定的と認識しております。

②市場リスクの管理

当社は、当社グループの市場リスクに関する管理諸規程に従い、市場リスクについて、リスクの所在、規模等を把握し、適切な管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。市場リスク管理に係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。

銀行業を営む国内連結子会社は、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にＶａＲを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、ＶａＲが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

(ｲ)金利リスクの管理

当社は、当社グループの多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに適切に対応するとともに、当社グループ全体の収益力向上に資するべく管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社は、全社的な金利リスク管理の指標としてＶａＲを計測して管理するほか、ストレステストも併せて実施しており、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

(ﾛ)有価証券価格変動リスクの管理

有価証券及び買入金銭債権の保有については、「直面する様々なリスクについて、リスクカテゴリーごとに評価したリスクを可能な限り一貫した考え方に基づいて総体的に捉え、より確実かつ継続的な業績の達成に貢献すること」というリスク管理の基本方針に則り、リスク管理を行っております。

銀行業を営む国内連結子会社は、有価証券価格変動リスクの計測を、ＶａＲによって行っており、リスク限度額に対するＶａＲ及びストレステストの結果を定期的にモニタリングし、健全性の確保及び収益の獲得の両立に努めております。また、有価証券の発行体等の信用力の変化も価格変動に影響を与えることから、発行体等の業績モニタリングを行っております。

(ハ)為替変動リスクの管理

当社グループの市場リスクのうち、外貨建資産の為替変動リスクについては、外貨資金の調達や通貨スワップ取引等により、それぞれ当該影響額の一部を回避しております。

(ニ)デリバティブ取引

当社グループは、資金調達に係る金利変動リスク及び為替変動リスクをデリバティブ取引によりヘッジしております。デリバティブ契約締結時には、取引枠・期間・取引のタイミング等の内容につき内規に基づいて執行し、取引を行う部門と管理する部門を分離しております。

(ホ)市場リスクの定量的情報等について

銀行業を営む国内連結子会社の金融商品にかかる市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりＶａＲを計測しており、2022年２月28日現在で、その金額は15,294百万円であります。

なお、当該影響額は、過去の相場等の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

当社は、当社グループの継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。

また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部がモニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注)２．参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
⑴現金及び預金	738,782	738,782	－
⑵コールローン	8,864	8,864	－
⑶割賦売掛金	1,566,284		
貸倒引当金（＊１）	△51,189		
	1,515,095	1,532,163	17,067
⑷営業貸付金	767,832		
貸倒引当金（＊１）	△67,760		
	700,072	738,021	37,949
⑸銀行業における貸出金	2,110,010		
貸倒引当金（＊１）	△5,474		
	2,104,536	2,133,255	28,719
⑹銀行業における有価証券	536,221	536,221	－
⑺保険業における有価証券	49,397	49,397	－
⑻買入金銭債権	27,028	27,028	－
⑼金銭の信託	111,015	111,015	－
⑽外国為替（＊２）	4,703	4,703	－
⑾投資有価証券	6,904	6,904	－
資産計	5,802,621	5,886,358	83,736
⑿買掛金	225,236	225,236	－
⒀銀行業における預金	4,178,544	4,178,875	330
⒁短期借入金	204,074	204,074	－
⒂コマーシャル・ペーパー	85,000	85,000	－
⒃社債（＊３）	340,660	340,111	△548
⒄長期借入金（＊４）	426,147	430,239	4,091
負債計	5,459,663	5,463,536	3,873
デリバティブ取引（＊５）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(241)	(241)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,299)	(3,299)	－
デリバティブ取引計	(3,540)	(3,540)	－

（＊1）割賦売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（＊2）連結貸借対照表上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

（＊3）1年内償還予定の社債を含めております。

（＊4）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（＊5）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵コールローン

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⑶割賦売掛金

割賦売掛金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

⑷営業貸付金

貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割り引いて算定しております。

⑸銀行業における貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

⑹銀行業における有価証券、⑺保険業における有価証券、⑾投資有価証券

株式は取引所の価格、債券及び投資信託は業界団体の公表する価格、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑻買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格又は割引現在価値により算定された価額によっております。

⑼金銭の信託

信託財産を構成している金銭債権の評価は、前述の「⑸銀行業における貸出金」と同様の方法により行っております。また、有価証券の評価は、前述の「⑺保険業における有価証券」と同様の方法により行っております。

⑽外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負　債

⑿買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⒀銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⒁短期借入金、⒄長期借入金

時価は、固定金利によるものは一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額をリスクフリーレートに当社グループの信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとして帳簿価額、その他取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⒂コマーシャル・ペーパー

約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

⒃社債

時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報「資産⑷営業貸付金」及び「資産⑾投資有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,111
信託受益権	4,771
組合出資金	3,973
合計	10,857

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額	1,965円47銭
１株当たり当期純利益	139円98銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	139円97銭

（その他の注記）

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	337,760	流動負債	239,294
現金及び預金	2,212	短期借入金	130,080
立替金	131	コマーシャル・ペーパー	45,000
前払費用	519	1年内償還予定の社債	50,000
未収入金	6,898	1年内返済予定の長期借入金	9,000
未収収益	161	1年内返済予定の関係会社長期借入金	462
短期貸付金	326,430	未払金	3,228
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	92	未払費用	378
未収還付法人税等	1,285	未払法人税等	132
未収消費税等	27	前受収益	215
固定資産	395,220	預り金	591
(有形固定資産)	299	賞与引当金	153
建物	218	役員業績報酬引当金	39
工具、器具及び備品	80	その他	13
(無形固定資産)	1,573	固定負債	277,070
ソフトウエア	1,573	社債	240,000
(投資その他の資産)	393,347	長期借入金	35,900
投資有価証券	51,891	その他	1,170
関係会社株式	325,910	負債合計	516,365
関係会社社債	2,753	[純資産の部]	
関係会社長期貸付金	369	株主資本	214,074
長期前払費用	89	資本金	45,698
繰延税金資産	11,133	資本剰余金	121,506
差入保証金	1,199	資本準備金	121,506
繰延資産	705	利益剰余金	47,311
社債発行費	705	利益準備金	3,687
		その他利益剰余金	43,623
		別途積立金	35,995
		繰越利益剰余金	7,628
		自己株式	△442
		評価・換算差額等	3,214
		その他有価証券評価差額金	3,214
		新株予約権	33
		純資産合計	217,321
資産合計	733,686	負債純資産合計	733,686

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		21,264
関係会社受取配当金	11,340	
関係会社受入手数料	9,433	
その他	489	
営業費用		9,390
販売費及び一般管理費	9,390	
営業利益		11,873
営業外収益		1,591
受取利息及び配当金	1,376	
為替差益	130	
その他	84	
営業外費用		1,820
支払利息	1,296	
コミットメントフィー	10	
投資有価証券評価損	54	
社債発行費償却	294	
その他	163	
経常利益		11,645
特別利益		731
投資有価証券売却益	436	
子会社株式売却益	230	
その他	63	
特別損失		1,496
固定資産処分損	67	
関係会社株式評価損	1,429	
その他	0	
税引前当期純利益		10,879
法人税、住民税及び事業税	417	
法人税等調整額	△11	405
当期純利益		10,474

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							
					別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	45,698	121,506	121,506	3,687	35,995	6,227	45,909	△460	212,654	3,163	43	215,862
当期変動額												
剰余金の配当						△9,064	△9,064		△9,064			△9,064
当期純利益						10,474	10,474		10,474			10,474
自己株式の取得								△0	△0			△0
自己株式の処分						△7	△7	18	10			10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										50	△10	39
当期変動額合計	－	－	－	－	－	1,401	1,401	17	1,419	50	△10	1,458
当期末残高	45,698	121,506	121,506	3,687	35,995	7,628	47,311	△442	214,074	3,214	33	217,321

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

（時価のあるもの）

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

（時価のないもの）

移動平均法による原価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建　　物　2年～15年

工具、器具及び備品　2年～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

②役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

②社債発行費

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり利息法により償却しております。

③外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年３月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

⑴当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　325,910百万円

⑵当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

関係会社株式は移動平均法による原価法により評価しております。ただし、市場価格のない関係会社株式については、直近の１株当たりの純資産額に基づいて算定した実質価額が取得原価に比べて50％程度以上低下した場合、回復の可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、評価額まで評価減を行い、評価差額を当期の損失として処理しております。

⑶主要な仮定

市場価格のない関係会社株式の実質価額の回復可能性は、翌事業年度以降の事業計画等に基づき判定しております。事業計画等には、当該関係会社の所在地域の事業環境等に基づく将来の業績予測に関する仮定を含んでおります。

⑷翌事業年度の計算書類に与える影響

経済環境等の変化や事業戦略の成否によって実際の結果は事業計画等と異なる場合があります。上述の事業計画等の通りに業績が推移せず、実質価額が回復しない見込みとなった場合は、翌事業年度の計算書類上の損益に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

１．関係会社に対する金銭債権債務額

⑴	短期金銭債権額	332,600百万円
⑵	長期金銭債権額	369百万円
⑶	短期金銭債務額	4,649百万円
⑷	長期金銭債務額	727百万円

２．有形固定資産の減価償却累計額　777百万円

3．偶発債務

⑴ 保証債務

保証対象	対象残高
子会社 イオンクレジットサービス株式会社の買掛金	1,143百万円
子会社 AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANYの借入金	88百万米ドル (10,171百万円)
子会社 AEON Microfinance(Myanmar) Co.,Ltd.の借入金	14,598百万ミャンマーチャット (943百万円)
子会社 AEON Leasing Service (Lao) Company Limitedの借入金	106,155百万ラオスキープ (1,064百万円)
子会社 AEON CREDIT SERVICE (PHILIPPINES) INC.の社債及び借入金	610百万フィリピンペソ (1,372百万円)
子会社 AEON CREDIT SERVICE INDIA PRIVATE LIMITEDの借入金	1,442百万インドルピー (2,220百万円)
子会社 ACS TRADING VIETNAM CO.,LTD.の借入金	529,045百万ベトナムドン (2,665百万円)

⑵ 経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、親会社として各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関に差し入れております。

なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第61号　平成23年３月29日）に基づく保証類似行為に該当するものはありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	20,774百万円
営業費用	4,239百万円
営業取引以外の取引による取引高	1,455百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式(注)	179,553	296	7,100	172,749
合計	179,553	296	7,100	172,749

(注) 普通株式の自己株式の増加296株は、単元未満株式の買取であります。また、自己株式の減少7,100株は、ストックオプション行使によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	23百万円
新株予約権	7百万円
関係会社株式	12,431百万円
賞与引当金	46百万円
その他	2,351百万円
繰延税金資産小計	14,860百万円
評価性引当額	△2,290百万円
繰延税金資産合計	12,569百万円
繰延税金負債との相殺	△1,435百万円
繰延税金資産の純額	11,133百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,435百万円
繰延税金負債合計	1,435百万円
繰延税金資産との相殺	△1,435百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．関連当事者との取引

⑴　親会社及び法人主要株主等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
親会社	イオン株式会社	千葉市美浜区	220,007	純粋持株会社	被所有 直接48.1% 間接 1.8% (注)2	役員の兼任	ロイヤルティの支払(注)3	1,799	未払金	989

⑵　子会社及び関連会社

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	ＡＦＳコーポレーション株式会社	東京都千代田区	2,000	銀行持株会社	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 資金の貸付	経営管理料の受取(注)4	813	未収入金	447
							資金の貸付(注)5	5,911	短期貸付金	5,700
							利息の受取(注)5	23	未収収益	0

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	ＡＣＳリース株式会社	東京都千代田区	250	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 資金の貸付	資金の貸付(注)5	25,776	短期貸付金	29730
							利息の受取(注)5	103	未収収益	－

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区	500	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 資金の貸付 従業員の出向 債務保証	ロイヤルティの受取(注)3	3,188	未収入金	1,753
							経営管理料の受取(注)4	990	未収入金	544
							資金の貸付(注)5	26,498	短期貸付金	74,000
							利息の受取(注)5	96	未収収益	5
							出向者人件費の支払(注)6	846	未払金	206

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社イオン銀行	東京都千代田区	51,250	銀行業	所有 間接100.0%	役員の兼任 従業員の出向	ロイヤルティの受取(注)3	2,557	未収入金	1,406

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区	3,910	金融サービス業	所有 直接100.0%	経営管理等の受託 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付(注)5	194,984	短期貸付金	217,000
							利息の受取(注)5	779	未収収益	0

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	AEON SPECIALIZED BANK (CAMBODIA) PUBLIC LIMITED COMPANY	カンボジア	20百万米ドル	金融サービス業	所有 間接100.0%	債務保証	債務保証	10,171	－	－

⑶　兄弟会社等

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
同一の親会社を持つ会社	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	100	ゼネラル・マーチャン・ダイズ・ストア	なし	な　し	販促協力金の支払(注)7	130	未払金	17

(注) 1．取引金額には消費税等は含まれておりません。
2．「議決権等の被所有割合」の間接保有の割合は親会社の子会社によるもので、その内容は次のとおりであります。
マックスバリュ西日本株式会社(1.2%)、株式会社コックス(0.5%)
3．ロイヤルティについては、協議のうえ合理的に決定しております。
4．経営管理指導に関する手数料であり、合理的に算出して決定しております。
5．取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
6．出向者人件費については、協議のうえ合理的に決定しております。
7．販促協力金については、協議のうえ合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

イオン株式会社（東京証券取引所に上場）

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,006円72銭
１株当たり当期純利益	48円53銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	48円52銭

（その他の注記）

該当事項はありません。

附　　属　　明　　細　　書

（会社法第 435 条第 2 項に基づく明細書）

事業年度　　2021 年 3 月 1 日から
（第 41 期）　　2022 年 2 月 28 日まで

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細
２．引　　当　　金　　の　　明　　細
３．販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 の 明 細

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　　藤　田　　健　二

１．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：百万円）

区　分	資産の種　類	期　首帳簿価額	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	期　末帳簿価額	減価償却累　計　額	期　末取得原価	償　却累計率
有形固定資産	建　　物	285	0	18	48	218	291	510	57.09%
	工具、器具及び備品	128	4	1	50	80	486	566	85.76%
	計	413	5	20	99	299	777	1,077	72.18%
無形固定資産	ソフトウエア	1,621	362	56	353	1,573	2,279	3,853	59.16%

（注）１．建物の当期増加額の主なものは、本社増床に伴う資産 0 百万円であります。
２．工具、器具及び備品の当期増加額の主なものは、本社増床に伴う資産 4 百万円であります。
３．ソフトウエアの当期増加額の主なものは、次期会計システム関連 241 百万円、顧客向けシステム関連 109 百万円であります。

２．引当金の明細

（単位：百万円）

区　　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
役員業績報酬引当金	44	39	44	－	39
賞　与　引　当　金	107	188	142	－	153

（注）計上理由及び額の算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

３．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	摘　　要
広告宣伝費及び販売促進費	3,087	
役　員　報　酬	167	
従業員給与及び賞与	2,156	
法　定　福　利　費	140	
福　利　厚　生　費	239	
役員業績報酬引当金繰入額	39	
賞与引当金繰入額	188	
公　租　公　課	292	
システム運用費	387	
支　払　手　数　料	1,190	
賃　借　料	521	
減　価　償　却　費	453	
そ　の　他	527	
計	9,390	

第 41 期 事業報告

（2021 年3月 1日から
2022 年2月 28 日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長 藤田 健二

第 41 期（2021 年3月 1日から 2022 年2月 28 日まで）事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

①連結業績の状況

当社は、中期経営計画（2021 年度～2025 年度）の基本方針を「第二の創業：バリューチェーンの革新とネットワークの創造」と定め、グループの成長に向けた改革を進めております。初年度となる2021 年度において、国内では、イオングループの ID 共通化に向けた投資及び基盤整備を進めるとともに、キャッシュレス化の推進や保険商品等の新規サービスの導入に取り組みました。海外では、各種商品の申込みからご利用までをスマートフォンで完結するためのアプリ開発や、与信・債権管理の高度化を通じ、デジタル金融包摂の進展に取り組みました。加えて、当社グループのサステナビリティ経営を推進する上でのガイドラインとなる「AFS サステナビリティ基本方針」を制定しました。当社グループは、「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」というイオンの基本理念のもと、絶えず革新し続ける企業集団として、「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指してまいります。

当連結会計年度においては、展開国・地域において、新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況は下半期に入り徐々に改善されましたが、2021 年末からの新型コロナウイルス「オミクロン株」の流行により再び経済回復の不透明感が高まりました。このような状況のなか、グループをあげての徹底した感染対策に取り組みながらも、オンラインサービスの拡充やグループ共通ポイントを活用したイオン生活圏の構築、国内でのコード決済や生命保険元受事業の開始など、中長期にわたる成長に向けた取組を進めました。また、お客さまの消費動向の変化に対応した販促施策の実施のほか、潜在需要や返済状況の分析をもとにご利用枠を柔軟に見直すこと等により、各種取扱高の拡大を図り、特に国内カードショッピング取扱高についてはコロナ禍以前の水準を上回り過去最高となりました。しかしながら、国内におけるカードキャッシングや個品割賦を中心とする営業債権残高の回復が鈍かったことを主因とし、連結営業収益は 4,706 億 57 百万円（前期比 3.4%減）となりました。一方で、前年度から継続して審査の精緻化や債権回収体制の強化に努め、貸倒関連費用が大幅に改善したことや、デジタル化を通じて販管費の抑制に努めたことで、連結営業利益は 588 億 52 百万円（前期比 44.8%増）、連結経常利益は 599 億 44 百万円（前期比 49.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 302 億 12 百万円（前期比 70.8%増）と大きく改善しました。

②セグメントの状況

＜国内・リテール＞

リテール事業では、株式会社イオン銀行（以下、同行）において、店舗の防疫対策を徹底するとともに、ご自宅のパソコンやスマートフォン、専用ブースから「オンライン相談サービス」をご利用いただくことで、店舗スタッフに加え専門スタッフとの相談が随時可能な体制を整備いたしました。

住宅ローンでは、Web からのお申込みや電話でのご相談、郵便を利用し、お客さまがご自宅で契約を完結できる取組を推進しております。また、魅力のある金利プランやご契約者限定のイオングループ店舗等におけるお買い物特典を継続的に訴求した結果、取扱高及び貸出金残高の増加につなげました。これにより、同行の居住用住宅ローン貸出金残高は２兆 5,323 億 11 百万円（期首差 2,548 億 64 百万円増）と伸長しました。

資産形成サービスでは、信用格付の高い住宅ローン債権等を裏付けとし、円預金より高い利回りを魅力とする合同運用指定金銭信託「利回りの賢人」の販売が好調に推移しました。また、ESG に配慮した投資信託や成長期待の高い次世代通信関連業種に特化した投資信託の店頭での取扱いの開始など、商品ラインナップの拡充を図りました。

また、イオンカードセレクト（キャッシュカード一体型イオンカード）をスマートフォン上で発行する「イオンウォレット即時発行（バーチャルセレクト）」の提供を開始するなど、同カード会員数の増加により、当期末における同行の預金口座数は786万口座（期首差36万口座増）、預金口座残高は４兆1,807億85百万円（同1,599億96百万円増）と堅調に伸長しました。

一方で、カードキャッシングについては、コロナ禍における活動自粛の影響により、お客さまのご利用ニーズが抑えられたことなどに伴い、当期末の営業債権残高は3,973億94百万円（期首差314億10百万円減）となりました。

イオン・アリアンツ生命保険株式会社では、当社グループ各社が取り扱う個品割賦や住宅ローン、ワンルームマンションローン向けに団体信用生命保険を提供したことに加え、お客さまの未病、予防、健康増進のニーズに対応した健康増進型の終身医療保険「元気パスポート」の販売（2021年11月）を開始しました。同行やイオン保険サービス株式会社のほか、グループ外の銀行や保険代理店での取り扱いも行っています。同商品の付帯サービスであるスマートフォン専用アプリ「ウエルネスパレット」では、健康増進活動を行うことでイオングループなどの健康関連商品やクーポンに交換可能な「ウエルネスコイン」が受け取れます。イオングループが有する販売チャネルや商品、データ等の強みを発揮し、お客さまに新たな価値を提供するクロスセルに取り組んでまいります。

これらの結果、国内・リテール事業の営業収益は、カードショッピング収益や、住宅ローンを中心とする貸出金利息収益が増加した一方で、保険収益やカードキャッシング収益の減少などにより、2,135億78百万円（前期比7.2%減）となりました。営業利益は、保険費用や貸倒関連費用、預金利息の減少などにより、80億90百万円（前期比74.0%増）となりました。

＜国内・ソリューション＞

ソリューション事業では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による活動自粛の影響を受けた一方で、Web経由でのカード入会の促進に加え、ポイント制度変更によるイオンカードの利便性向上について訴求強化を行ったことで会員獲得が堅調に推移し、国内カード有効会員数は3,000万人を達成（3,009万人、期首差64万人増）しました。また、コンタクトレス決済機能を搭載した有効カード枚数は２月末で累計1,388万枚（期首差224万枚増）となったほか、イオングループのトータルアプリ「iAEON」へのコード決済機能「AEON Pay」の導入（2021年９月）や、電子マネーWAONのApple Payサービス（同年10月）を開始しました。加えて、イオンクレジットサービス株式会社（以下、ACS）とウェルスナビ株式会社が業務提携契約（同年12月）を締結し、2022年上半期までには、イオンカード決済による投資一任サービスでの積立投資がご利用いただける予定です。

また、緊急事態宣言解除後の10月以降、ショッピングモールや百貨店、ガソリンやETC等の自動車関連及び公共交通機関等での利用が徐々に回復したことや、「AEON Pay」の利用推進企画やブラックフライデー商戦に合わせたポイント上乗せ企画等のイオングループとの大型販促施策の実施により、12月度のカードショッピング月間取扱高は過去最高を記録しました。１月から２月にかけて、新型コロナウイルス「オミクロン株」の影響により消費需要の低下がみられたものの、通期の取扱高はコロナ禍以前の水準を上回り、過去最高の５兆9,674億51百万円（前期比5.1%増）となりました。

個品割賦事業においては、イオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、APF）が、新規加盟店向けキャンペーンや紹介案件の成約実績に応じたインセンティブキャンペーンを実施するなど、新規加盟店の開拓と加盟店当たりの利用単価向上に努めました。しかしながら、半導体不足に起因する新車納期の遅れや中古車の流通不足、コロナ禍におけるリフォームの訪問販売自粛等の影響により、個品割賦取扱高は1,882億39百万円（前期比13.8%減）となりました。

なお、APFでは住宅関連企業やカーディーラーとの連携を通じ、脱炭素型住宅（ZEH：Net Zero Energy House）の新築・リフォームと電気自動車（EV）をパッケージ化したローンを同行と連携し提供（2021年11月）するなど、金融サービスを通じた脱炭素社会実現への貢献を目指しています。また、同年11月に、大手総合商社の双日株式会社（以下、双日）と戦略的パートナーシップを締結し、共同の取組第一弾として、イオンカード会員に対し、双日が開発・運営する自動車流通プラットフォーム「クルモ（culumo）」を介して販売される中古車へのオートローンの提供を開始しました。

これらの結果、ソリューション事業の営業収益は、ショッピング収益や個品割賦収益が前期並となったことに加え、キャッシング収益等の融資収益が減少し、1,788億47百万円（前期比2.1%減）と

なりました。一方、営業利益は、貸倒関連費用の改善のほか、主要提携カードご利用明細の完全 Web 化（2020 年 11 月）に伴う郵送費や印刷費の削減、広告宣伝費の抑制等により、178 億 36 百万円（前期比 7.3%増）となりました。

＜国際・中華圏＞

中華圏では、香港の現地法人 AEON Credit Service(Asia)Co.,Ltd.（以下、ACSA)において、お客さまの生活スタイルの変化に合わせて機動的にご利用施策を推進、オンラインでの利用促進のほか、飲食店での利用キャンペーン等、外出需要の持ち直しに対応するなど、カードショッピング取扱高は 999 億 39 百万円（前期比 23.3%増）と、現地通貨及び円換算でコロナ禍以前の水準を上回りました。カードキャッシングや個人ローンは与信政策・商品性・営業施策の 3 点について継続的に PDCA を回すことにより、良質な営業資産の積上げに尽力した結果、カードキャッシング取扱高は 189 億 50 百万円（前期比 28.0%増）、ローン取扱高は 141 億 34 百万円（前期比 76.8%増）と、いずれも現地通貨及び円換算でコロナ禍以前の水準を上回り、営業債権残高は９月度に期首水準まで戻すことができました。

また、営業ネットワークの拡大、整備に向けてイオン店舗新規出店に合わせ、同店舗内にモンコック支店（2021 年 8 月）、ヤウトン支店（2022 年 3 月）を開設しました。一方、従来型の路面店舗は徐々に商業ビル内を中心とした軽量型の出店形態へ変更しつつ、ローンを中心とした相談型のニーズの取込を進めてまいります。

中国事業については、深圳の現地法人 AEON MICRO FINANCE（SHENZHEN)は開業後初の黒字決算を達成しました。華南エリアでのビジネス再拡大へ向け、バックオフィス業務及び経営資源の集約を進めるため、同エリアでコールセンター業務を行う現地法人 AEON INFORMATION SERVICE（SHENZHEN)を ACSA の 100%子会社としました。お客さまへのサービス提供からアフターフォローまで、よりシームレスでスピーディーな体制の構築及び内部統制の強化を図ります。

これらの結果、中華圏の営業収益は 157 億 43 百万円（前期比 1.1%増）、営業利益は、安定した債権管理が大きく寄与し、貸倒関連費用を大幅に抑制できたことで 55 億 30 百万円（前期比 21.7%増）となりました。

＜国際・メコン圏＞

メコン圏では、主要展開国であるタイにおいて、経済活動の再開を優先する政府方針のもと、第２四半期に厳格化された活動制限が９月以降に段階的に緩和されたことで消費環境が改善しつつあります。同エリアのカードショッピング取扱高は、EC サイトや食品宅配の提携先との販促企画実施等により 1,144 億 92 百万円（前期比 1.5%増）となり、第４四半期３ヵ月間の前年比は 10.9%増と回復傾向で推移しました。個人ローンは、比較的所得水準が高く返済実績が良好な優良会員に対する利用枠の引上げや、従来の審査手法では与信が困難であった方々への新たなスキームでのローンの提供等に取り組んだことで、取扱高は 735 億 29 百万円（前期比 10.1%増）、第４四半期３ヵ月間の前年比は 15.0%増と大きく回復しました。

しかしながら、2020 年８月に適用となったタイ政府による上限金利の引下げや、カードキャッシングと個人ローン債権の平均残高の減少等により、メコン圏の営業収益は、724 億 16 百万円（前期比 2.0%減）となりました。一方で、審査や債権回収の精緻化による貸倒関連費用に改善や金融費用、販売促進費の減少等により、営業利益は 152 億 98 百万円（前期比 42.9%増）となりました。

なお、タイの現地法人 AEON THANA SINSAP(THAILAND)PCL.（以下、ATS)では、預金通帳と公共料金ご利用明細をもとに、デジタル技術を活用し信用リスクを判断することで、従来の審査方法では信用力の測定が困難であったお客さまも安心してご利用いただけるローンの提供を開始しました。

さらに、同社では、フィットネスジムやエステ等の健康関連施設の優待特典が付帯した「AEON Wellness Platinum Card」の発行を開始したほか、現地の保険仲立人事業子会社から同事業を移管し顧客基盤を共通化することで、お客さま情報を活用した保険案内が可能となるなど、お客さまの健康志向やリスク対応へのニーズの高まりに対応しております。

＜国際・マレー圏＞

マレー圏では、主要展開国であるマレーシアにおいて、上半期はロックダウンなど厳しい状況が続いたものの、９月以降は活動制限の緩和とともに消費環境の改善が進み、また同国の全エリアにおいて州間の移動や国内旅行を含む全ての経済活動が再開されております。マレーシアの現地法人 AEON CREDIT SERVICE(M)BERHAD(以下、ACSM)は、同社支店や加盟店の営業休止期間においても、割賦販売や個人ローンの審査申込みのオンライン化など、非対面での対応を強化したほか、カードのオンライン利用を促進しました。さらに ACSM では、活動制限の緩和に合わせてリベンジ消費需要を見込んだ飲食や旅行でのカード利用キャンペーンの実施等により、マレー圏のカードショッピング取扱高は 392 億 88 百万円（前期比 4.2%増）、第４四半期３ヵ月間の前年比は 13.5%増と回復傾向で推移しました。

ACSM が同国におけるバイクの販売登録台数約３割のシェアを有するバイクローンについては、活動制限や洪水を起因とするバイクの供給不足の影響を受けたものの、メーカーとのタイアップ企画に加え、活動制限緩和後のツーリング需要取り込みに向けた大型バイクの販促施策の実施等により、マレー圏の個品割賦の取扱高は 641 億 61 百万円（前期比 8.9%増）となりました。また、個人ローンは、地域や業種等コロナ禍の影響を鑑みた審査厳格化を継続する一方で、活動制限緩和後の資金需要拡大を取り込むため、利用額に応じたキャッシュバックキャンペーンの実施等により、取扱高は 280 億 51 百万円（前期比 85.2%増）となりました。

加えて、ACSM では、市場や飲食店等を営む個人事業主が約 180 万名登録する小規模事業者協会との提携を予定しており、同協会会員証付帯の提携電子マネーの発行により、ACSM の顧客基盤の拡大を図ります。また、電子マネー口座へキャッシュレス決済での売上代金の入金や、イオン経由で卸売価格での仕入れが可能になるなど、小規模事業者への事業支援やキャッシュレス決済の普及促進に取り組みます。また、現在デジタルバンクライセンスの取得を申請しており、承認された後にはフィンテック企業をテクノロジーパートナーとしてサービスインフラを構築し、アンバンクト層も含む幅広いお客さまへ、より包括的な金融サービスを提供してまいります。

マレー圏の営業収益は、カードショッピングや個品割賦、個人ローンの収益回復により、499 億 80 百万円（前期比 4.8%増）となりました。また、審査の精緻化や債権回収体制の強化等が奏功し、継続的な営業債権の良質化が図られ貸倒関連費用が改善したことから、営業利益は 129 億 77 百万円（前期比 210.6%増）となりました。

セグメント毎の連結営業収益、営業利益の状況　　（単位:百万円）

部門	営業収益		営業利益	
	実績	前期比	実績	前期比
国内・リテール	213,578	92.8%	8,090	174.0%
国内・ソリューション	178,847	97.9%	17,836	107.3%
国際・中華圏	15,743	101.1%	5,530	121.7%
国際・メコン圏	72,416	98.0%	15,298	142.9%
国際・マレー圏	49,980	104.8%	12,977	310.6%
セグメント間消去等	△ 59,908	－	△ 879	－
合計	470,657	96.6%	58,852	144.8%

③サステナビリティの取組

当社グループは、社会の持続的発展があってこそ事業を展開できることを自覚し、環境保全活動や社会貢献活動に取り組んでいます。また、当社グループの事業が、国内外を問わず、社会にとって欠くことができないインフラの一つとして位置づけられるものとなるべく、サステナビリティ経営の推進により経済価値と社会価値の両立を目指しております。

サステナビリティ経営の推進に当たっては、従来のCSR委員会をサステナビリティ委員会に改組し、その取組を経営戦略へ活かすべく、機能・役割を見直しました。

こうした取組の具現化を図るべく、当社グループは2021年11月、ステークホルダーにとっての重要度と当社グループにおける重要度の双方について分析を行い、中長期的に当社事業へ影響を及ぼす可能性のある重要な社会課題（マテリアリティ）を特定いたしました。また、サステナビリティ経営を実践する上での行動のガイドラインとして「AFSサステナビリティ基本方針」を制定し、事業を通じたマテリアリティの解決を推進しております。特に、「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」や「人材の多様性と可能性の発揮」、「レジリエントな経営基盤の確立」、「気候変動等への対応」を経営の重要課題に位置づけ、グループ各社が主体的に事業戦略へ統合を進めております。中でも「気候変動等への対応」については、イオングループの「脱炭素ビジョン」に則り、2040年を目途に、店舗で排出するCO_2をネットゼロとする取組を推進しております。また、2021年11月、脱炭素社会の構築に向けた「リスクと機会」に関する情報開示フレームワーク「気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：「TCFD」）に賛同を表明し、この枠組みに沿った温室効果ガス（GHG）排出量を把握するとともに、気候変動シナリオ分析を実施するなど、取組の進化と情報開示の充実を進めてまいります。

さらに、当社グループは持続可能な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）等に則した活動の一環として、高校生や大学生、専門学校生等、学生を対象とした金融教育に継続して取り組みました。

東日本大震災復興支援については、現地でのボランティア活動等を通して、地元の方々との交流を深めてまいりました。「イオン心をつなぐプロジェクト」の活動の一環として東北被災地産品の購入（オンライン注文）による支援活動「心をつなぐお買いもの」を2021年３月から2022年１月までの期間の内約５ヵ月間にわたり実施し、多くの役職員が参加いたしました。

海外では、香港、タイ、マレーシアの上場子会社３社を中心に、各国における社会貢献活動に継続して取り組んでおります。タイの現地法人AEON THANA SINSAP(THAILAND)PCL.では、イオン・タイ財団を通じて、病院や医療従事者等へ酸素療法装置や個人防護服等の物資の提供による医療提供体制の支援を行いました。マレーシアの現地法人AEON CREDIT SERVICE(M)BERHADにおいても病院へ食品や飲料水等の支援物資の寄付を行っております。

また、当社グループは常にお客さま満足を追求し、継続的な事業成長を確実なものとするために一人ひとりの従業員が、「心身ともに健康で、活力に満ちた存在であること」が重要であると考え、グループを上げて健康経営の推進に努めております。この度、子会社のACSは、経済産業省と日本健康会議が2016年より共同で開始した、優良な健康経営を実践している法人を認定する制度である、「健康経営優良法人認定制度」において、健康経営優良法人2022のホワイト500に認定されました。このほか、当社グループでは８社が健康経営優良法人2022に認定されております。

当社グループにおける健康経営優良法人2022認定の状況

４年連続認定	イオンクレジットサービス㈱（ホワイト500）、 イオンフィナンシャルサービス㈱、イオン住宅ローンサービス㈱、 イオン保険サービス㈱、エー・シー・エス債権管理回収㈱、 ACSリース㈱
３年連続認定	㈱イオン銀行、イオン少額短期保険㈱
初めての認定	イオン・アリアンツ生命保険㈱

当社は今後も、ステークホルダーの期待に応え、持続的な社会の発展と事業成長の両立を目指してまいります。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症が世界中で断続的に拡大する一方で、各国・地域においては、新型コロナウイルス感染症との共存に軸足を置いた政策運営に転じつつあり、経済は緩やかな回復基調にあるものの様々な国際情勢の影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、金利上昇や円安傾向、原材料やエネルギーの高騰など、市況の大幅な変動が生じております。コロナ禍を意識したお客さまの生活様式や行動は定着しており、非対面のニーズがより一層高まり、同時に将来の不安から個人金融資産を見直す契機にもなっております。

このような状況下において、当社は大きな転換期を迎えております。当社は昨年度に中期経営計画（2021年度～2025年度）を策定し、「第二の創業：バリューチェーンの革新とネットワークの創造」を定めました。マレーシアやタイなどで複数の新事業を立ち上げており、今後はこれらの新事業の本格稼働を進めてまいります。今期は、次の成長ステージに向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）、ヘルス＆ウェルネス、そしてESGを重点テーマに取り組んでまいります。また、イオングループ全体のタッチポイントとなるトータルアプリ「iAEON」やWAON POINT統合を契機に、グループをあげたキャッシュレスの推進及び利便性向上を図ってまいります。

これらにより、中期経営計画の実現性をより一層高めてまいります。

＜国内事業における重点施策＞

①イオン生活圏の構築に向けたインフラづくり

イオングループでは、グループ各社の総合力を組み合わせて地域に根差した商品・サービス・生活基盤をシームレスに提供することでイオン生活圏を創造し、お客さまの生活を豊かにしていくことを成長戦略の一つとして掲げております。

当社グループは、その「イオン生活圏」を金融サービスでつなぐインフラづくりの役割を担い、お客さまの生活に密接に関わる決済手段の利便性向上を進めてまいります。「iAEON」における決済機能「AEON Pay」及び統合してより利用しやすくなったWAON POINTの利用可能店舗をグループ内だけではなくグループ外にも順次拡大していき、キャッシュレスを推進してまいります。

加えて、日々の生活で決済をご利用頂くお客さまに対して、健康増進型保険や投資信託など資産形成商品を提案・販売することにより、お客さまとの中長期的な関係を維持してまいります。

②地域・お客さまの生活インフラニーズの取り込み

地方公共団体への地域通貨、地域ポイントや地域商品券発行事業の支援は対象地域を拡大していき、地域の健康ポイント、環境ポイント等地域の特性に応じた発行支援を手掛けることにより、地域のお客さまの生活に根差したサービスを提供してまいります。

③リスク・コストコントロール能力の向上

AIを活用したスコアリング等による与信・債権管理の高度化に継続的に取り組んでまいります。

また、お客さまの非対面でのニーズが高まっていることにより、コンタクトセンターの強化など非対面営業の推進、及びリアルとデジタルのタッチポイントをシームレスに提供し、お客さまの個々のニーズに合わせてご利用いただけるよう、サービスを見直してまいります。

＜国際事業における重点施策＞

①各国でのデジタル金融包摂の実行

アジア各国において、デジタル金融包摂は各国政府にとって重要施策の一つと位置づけられております。マレーシアでは、デジタルバンクのライセンスを申請しており、事業の準備を進めております。

今後は、デジタルバンク事業の開始に向け、AI分析など最新技術を導入し、お客さまの収入の変動やライフステージの進展による金融ニーズの変化に対して、継続して当社グループのサービスをご利用いただけるよう、商品・サービスの開発を行ってまいります。また、タイでは、データ分析による新たな審査手法により、個人事業主への少額融資を可能にするデジタルレンディングを本格稼働することにより、新たな顧客獲得につなげてまいります。

②事業・提供商品・展開エリアの拡大

展開国の中で先行するタイ・マレーシアなど高所得者層が増加している地域においては、 お客さまニーズの多様化、高度化に対応した保険、資産形成商品の拡大や有力パートナーとの提携による事業の多角化など、積極的に事業ポートフォリオの拡大を図ります。

また、インドネシア、カンボジア、ベトナム等の新たな成長エリアにおいては、グループ内ポイントの共通化などの取組を強化していき、提供商品の拡大による新たな顧客層を獲得してまいります。

③都市と地方のニーズの違いに対応したエリア戦略立案

各国・エリアによって異なるお客さまニーズ、人口動態、都市間・産業間で異なる新型コロナウイルス感染症の影響等を見極め、エリア特性に応じた最適なサービスを提供してまいります。

当社は、「AFSサステナビリティ基本方針」に則り、マテリアリティ（重要課題）を４つに分類しております。「革新的な金融サービスを通じた幸せの追求」、「人材の多様性と可能性の発揮」、「レジリエントな経営基盤の確立」、「気候変動等への対応」に取り組むことにより、事業活動を通じて社会課題の解決に取り組んでまいります。

最後に、子会社のイオンプロダクトファイナンス株式会社（以下、同社）が、2022年４月15日に関東経済産業局より、割賦販売法に基づく業務改善命令を受けました。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、真摯に反省するとともに、再発防止に向けて、同社の業務運営体制の根本的な見直しによるコンプライアンス体制の再構築を実践し、お客さまの利益保護と法令遵守の徹底に取り組んでまいります。

(3) 設備投資の状況

（単位：百万円）

	国内・リテール	国内・ソリューション	国際・中華圏	国際・メコン圏	国際・マレー圏
設備投資の総額	5,526	22,701	782	2,814	2,199

（注）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染症の拡大が引き続き懸念される中、当社は財務面において子会社資金調達の一元化や、調達期間の長期化、調達手法の多様化等により、手元流動性と財務安定性を確保することに注力しています。その一環として、当連結会計年度は、総額500億円の無担保社債の発行を実施いたしました。

発行銘柄	発行額	発行日	償還期日
第16回無担保社債	300億円	2021年６月24日	2025年６月24日
第17回無担保社債	200億円	2022年２月１日	2026年７月31日

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併及び吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度（当期）
営業収益	438,441	457,280	487,309	470,657
経常利益	70,171	65,797	40,238	59,944
親会社株主に帰属する当期純利益	39,408	34,149	17,693	30,212
1株当たり当期純利益	182円64銭	158円25銭	81円99銭	139円98銭
純資産	448,705	459,075	474,667	509,055
総資産	5,254,079	5,781,370	6,123,721	6,278,586
1株当たり純資産	1,764円05銭	1,823円05銭	1,860円08銭	1,965円47銭

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社グループは2019年度より決算期を２月末に変更しており、2019年度は2019年４月１日から2020年２月29日までの11ヶ月間となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度（当期）
営業収益	24,703	23,400	22,252	21,264
当期純利益	13,740	12,382	8,529	10,474
1株当たり当期純利益	63円68銭	57円38銭	39円52銭	48円53銭
純資産	219,903	216,573	215,862	217,321
総資産	373,972	611,056	685,719	733,686
1株当たり純資産	1,018円64銭	1,003円20銭	999円94銭	1,006円72銭

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は2019年度より決算期を2月末に変更しており、2019年度は2019年４月１日から2020年２月29日までの11ヶ月間となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
イオン株式会社	220,007百万円	48.10%	ブランドロイヤルティの支払

（ⅰ）当社と親会社との間で当社の重要な財務及び事業の方針に関する契約はありません。

（ⅱ）当社は、親会社との間でブランドロイヤルティに関する取引を実施しておりますが、この取引については、取締役会において親会社等と利害関係のある取締役を除いて審議し決議するように留意しています。また、上記の取締役会においては、当該取引の必要性及び取引条件の合理性を十分審議して、当社の利益を害さないものであることを確認した上で、議決しております。

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 親会社が有する当社の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
AFSコーポレーション株式会社	2,000百万円	100.00%	銀行持株会社
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00% （100.00%）	銀行事業及びクレジット事業
イオンクレジットサービス株式会社	500百万円	100.00%	プロセッシング事業 及び銀行代理業
イオンプロダクトファイナンス株式会社	3,910百万円	100.00%	信用購入あっせん業
イオン保険サービス株式会社	250百万円	99.02%	保険代理店事業
イオン住宅ローンサービス株式会社	3,340百万円	100.00% （100.00%）	住宅ローン事業
ＡＣＳリース株式会社	250百万円	100.00%	リース業
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	600百万円	99.50%	サービサー事業
イオン・アリアンツ生命保険株式会社	17,199 百万円	60.00%	保険業
AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.	13,541 百万円 （740百万人民元）	100.00%	中国事業統括会社
AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.	3,988 百万円 （269百万香港ドル）	52.86% （52.86%）	クレジット事業
AEON THANA SINSAP (THAILAND)PCL.	882 百万円 （250 百万タイバーツ）	54.32% （19.20%）	クレジット事業
AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD	16,077 百万円 （584 百万 マレーシアリンギット）	61.50%	クレジット事業

（注）1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3.当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4.当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）は、内数で間接所有割合であります。

5.AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.は香港証券取引所に上場しております。

6.AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.はタイ証券取引所に上場しております。

7.AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD はマレーシア証券取引所に上場しております。

8.上記のほか、国内に1社、香港、タイ、マレーシア、中国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマーの各国・地域に18社の子会社があります。

9. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	AFSコーポレーション株式会社	株式会社イオン銀行
特定完全子会社の住所	東京都千代田区	東京都千代田区
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	244,046百万円	237,592百万円
当社の総資産額	733,686百万円	733,686百万円

（11）主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社32社並びに持分法適用関連会社１社で構成され、当社の親会社であるイオン株式会社を中核にグループ各社が一体となり、それぞれの地域において包括信用購入あっせん、個別信用購入あっせん、融資、銀行業、業務代行サービサー（債権管理・回収）等の金融サービス事業を主に行っており、各社がお客さまと直結した事業活動を展開しております。

（12）主要な営業所等（2022年2月28日現在）

① 当社

本社　東京都千代田区

② 子会社

会社名	所在地
AFSコーポレーション株式会社	東京都千代田区
株式会社イオン銀行	東京都千代田区
イオンクレジットサービス株式会社	東京都千代田区
イオンプロダクトファイナンス株式会社	東京都千代田区
イオン保険サービス株式会社	千葉県千葉市
イオン住宅ローンサービス株式会社	東京都千代田区
ACSリース株式会社	東京都千代田区
エー・シー・エス債権管理回収株式会社	千葉県千葉市
イオン・アリアンツ生命保険株式会社	東京都千代田区
AEON Credit Service(Asia)Co. , Ltd.	香港 九龍
AEON THANA SINSAP(THAILAND)PCL.	タイ バンコク
AEON CREDIT SERVICE(M)BERHAD	マレーシア クアラルンプール

（注）国内子会社９社、海外子会社のうち現地株式市場に上場している３社について記載しております。

(13) 従業員の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
国内	5,014名	375名増
リテール	2,616名	130名増
ソリューション	2,398名	245名増
国際	10,745名	1,926名減
中華圏	482名	52名減
メコン圏	6,534名	1,388名減
マレー圏	3,729名	486名減
その他	330名	29名増
合計	16,089名	1,522名減

（注）1.従業員数は、就業者数であり、時給制従業員、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

2.国際事業に属する国・地域内訳は次のとおりであります。

中国、香港、タイ、マレーシア、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー

3.当社の従業員は全てその他のセグメントに属しております。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
215名	40名増	42.5歳	2.0年

（注）従業員数は就業者数であります。また、平均年齢、平均勤続年数は、イオンフィナンシャルサービス株式会社単体のプロパー社員より算出しております。

(14) 主要な借入先（2022年2月28日現在）

該当事項はありません。

※子会社を含めた借入総額は、6,302億円です。各社の主要な借入先は株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行となります。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項（2022年2月28日現在）

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項(2022 年 2 月 28 日現在)

⑴ 発行可能株式総数　540,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　216,010,128株

⑶ 単元株式数　100株

⑷ 株主数　33,758名

⑸ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
イオン株式会社	103,776	48.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,577	9.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	6,600	3.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 常任代理人　：株式会社みずほ銀行	4,187	1.94
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572 常任代理人　：株式会社みずほ銀行	3,770	1.74
マックスバリュ西日本株式会社	2,646	1.22
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 常任代理人　：株式会社みずほ銀行	2,352	1.09
JP MORGAN CHASE BANK 385632 常任代理人　：株式会社みずほ銀行	2,261	1.04
日本証券金融株式会社	1,764	0.81
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE STATE TEACHERS RETIREMENT SYSTEM OF OHIO 常任代理人　：香港上海銀行	1,762	0.81

(注)1.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2.持株比率は、自己株式(172,749株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3.シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者から2021年10月21日付で連名により大量保有報告書の変更報告書の提出があり、2021年10月15日現在、同社及びその共同保有者が11,433千株（保有割合5.29%）を所有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿上確認することができませんので上記には含めておりません。

⑹ 当事業年度中に会社役員に対し報酬等として付与された株式に関する事項

該当事項はありません。

３．会社役員に関する事項

⑴　取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
取締役会長	鈴木正規	ＡＦＳコーポレーション株式会社取締役 株式会社イオン銀行取締役会長 イオンクレジットサービス株式会社取締役
代表取締役社長	藤田健二	イオンクレジットサービス株式会社取締役
取締役兼常務執行役員 グループマーケティング担当 兼グループオペレーション 企画担当	万月雅明	
取締役兼常務執行役員 海外事業担当兼 海外事業本部長	玉井貢	AEON THANA SINSAP(THAILAND)PCL.代表取締役会長 AEON CREDIT SERVICE(M) BERHAD取締役 ACS Trading Vietnam Co., Ltd.出資者会会長
取締役兼常務執行役員 グループ経営企画担当兼 グループ事業推進担当兼 保険事業担当	木坂有朗	イオン保険サービス株式会社取締役 イオン・アリアンツ生命保険株式会社取締役
取締役兼上席執行役員 グループ経営管理担当兼 グループリスクマネジメント 担当	三藤智之	AEON Credit Service(Asia)Co.,Ltd.取締役会長 PT. AEON CREDIT SERVICE INDONESIAコミサリス会長
取締役	若生信弥	ＡＦＳコーポレーション株式会社代表取締役社長 株式会社イオン銀行取締役 AEON CREDIT SERVICE(PHILLIPINES)INC.取締役
取締役	渡邉廣之	イオン株式会社執行役 イオンディライト株式会社取締役
取締役 （社外役員）	中島好美	日本貨物鉄道株式会社社外取締役 株式会社アルバック社外取締役 積水ハウス株式会社社外取締役
取締役 （社外役員）	山澤光太郎	グローリー株式会社特別顧問 ウイングアーク１ｓｔ株式会社社外取締役 ＨｉＪｏＪｏ Ｐａｒｔｎｅｒｓ株式会社社外取締役 株式会社アグリメディア常勤監査役
取締役 （社外役員）	佐久間達哉	青山ＴＳ法律事務所弁護士
取締役 （社外役員）	長坂隆	長坂隆公認会計士事務所代表 株式会社コンテック社外取締役 パーク２４株式会社社外取締役 特種東海製紙株式会社社外監査役
常勤監査役 （社外役員）	鈴木順一	ＡＦＳコーポレーション株式会社監査役 株式会社イオン銀行監査役
監査役 （社外役員）	大谷剛	
監査役 （社外役員）	余語裕子	
監査役	宮崎剛	イオン株式会社財経担当

(注)1. 中島好美、山澤光太郎、佐久間達哉及び長坂隆の各氏は社外取締役であります。
2. 鈴木順一、大谷剛及び余語裕子の各氏は社外監査役であります。
3. 監査役宮崎剛氏は株式会社東京証券取引所市場第一部上場会社において財務部門責任者を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役中島好美、取締役山澤光太郎、取締役佐久間達哉、取締役長坂隆、監査役大谷剛、監査役余語裕子の各氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
5. 2021年５月21日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって取締役若林秀樹、取締役鈴木一嘉、取締役石塚和男の各氏は任期満了により退任し、玉井貢、木坂有朗、若生信弥の各氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役及び社外監査役の各氏と会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役の各氏が職務を行うにつき善意で且つ重大な過失のないときは、当社に対して賠償すべき額は、200万円又は法令の定める額のいずれか高い額を限度とし、この限度を超える社外取締役及び社外監査役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

⑶　補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑷　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社、当社の全ての国内子会社及び主要な海外子会社の取締役、監査役及び執行役員。

②保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

⑸　取締役及び監査役の報酬等に関する事項

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年４月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の役員の報酬は、当社の経営戦略及び業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付ける報酬制度としており、パートナー（お客さま、株主の皆さま、従業員等）に納得され支持される、透明性・公正感が高く、分かりやすいものとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

（ⅰ）報酬の構成

取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成する。ただし、社外取締役については、基本報酬のみを支給する。

（ⅱ）基本報酬の個人別の報酬額

取締役の基本報酬は、役位別に設定した基準金額内で、個人別の役割と評価に基づき定め、支給する。

（ⅲ）業績報酬の内容および額

・取締役の業績報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100％を支給するものとし、当該年度の会社業績及び個人別評価に基づき０％から200％の範囲で変動幅を設ける。

・会社業績の算定にあたっては、平常の事業成績を最も適切にあらわすことができる経常利益の予算達成の水準を主な指標とし、一過性の利益の有無、期中での経営環境の変化、内部取引条件の改定などを考慮する。

（ⅳ）株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標

・株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。

・取締役に割り当てる新株予約権の個数は、役位別に設定した規定数をもとに、当該年度の終了後、当該年度の会社業績に基づき決定する。

（ｖ）取締役の個人別の報酬等の額に対する報酬等の種類ごとの割合
種類別の報酬割合は、下表を目安とする。

（業績報酬、株式報酬型ストックオプションが規定額で支給された場合）

役位	基本報酬 （金銭報酬）	業績報酬 （金銭報酬）	株式報酬型 ストックオプション （非金銭報酬）
社長	50%程度	35%程度	15%程度
執行役員を兼務する取締役	60%程度	30%程度	10%程度
社外取締役	100%	0%	0%

（ⅵ）取締役の個人別の報酬等の内容に関わる決定について再委任を受ける場合

・取締役会は、独立社外取締役が委員長を務め、独立社外取締役が委員の過半数を占める割合で構成する指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて、取締役の報酬制度全般及び当該年度の支給水準を決定することとする。

・取締役会は、代表取締役社長藤田健二に取締役の個人別の報酬額の具体的内容について委任することを決議できる。委任する権限の内容及び裁量の範囲は、各取締役の基本報酬及び業績報酬の支給額の決定に関する部分とする。委任する理由は、代表取締役社長は各取締役の業務内容全般を把握しており、評価を適切に行えると判断したからであります。

・委任を受けた代表取締役社長は、取締役会の再委任の条件に従い、指名・報酬諮問委員会の意見を聞いて決定をしなければならないこととする。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員（名）	報酬等の額（千円）		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 （うち社外取締役）	13 (4)	168,340 (48,000)	15,600 （－）	0 （－）
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	27,600 (27,600)	－	－
合計 （うち社外役員）	16 (7)	195,940 (75,600)	15,600 （－）	0 （－）

（注）1. 上表には、2021年5月21日開催の第40期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2015年６月24日開催の第34期定時株主総会において、年額550百万円以内と決議いただいております。なお、このうち金銭報酬が年額400百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）とし、株式報酬型ストックオプションの公正価値分として年額150百万円以内となっております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち、社外取締役は2名）です。
なお、2021年７月21日に割当を予定していた株式報酬型ストックオプションは、新型コロナウイルス感染症による業績への影響を鑑み発行を中止しております。

3. 監査役の報酬限度額は、1994年５月18日開催の第13期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

4. 報酬等の額には、取締役６名に対する業績連動報酬等の支払いに係る費用15.6百万円が含まれております。

5. 当事業年度末現在の人員は取締役12名及び監査役４名です。このうち、取締役２名及び監査役１名は無報酬です。

⑹ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役中島好美氏は、日本貨物鉄道株式会社、株式会社アルバック及び積水ハウス株式

会社の社外取締役であります。各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役山澤光太郎氏は、グローリー株式会社の特別顧問、ウイングアーク１ｓｔ株式会社及びHiJoJo Partners株式会社の社外取締役、株式会社アグリメディアの常勤監査役であります。グローリー株式会社は、通貨処理機等を金融機関、スーパーマーケット等に幅広く販売しており、株式会社イオン銀行もグローリー株式会社の商品を購入しております。なお、同社との取引金額は当社の当期連結営業収益の0.1%未満であり、僅少であります。ウイングアーク１ｓｔ株式会社、HiJoJo Partners株式会社及び株式会社アグリメディアと当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役佐久間達哉氏は、青山ＴＳ法律事務所の弁護士であります。同事務所と当社との間には特別な関係はありません。

・社外取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所の代表であり、株式会社コンテック及びパーク２４株式会社の社外取締役、特種東海製紙株式会社の社外監査役であります。同事務所及び各社と当社との間には特別な関係はありません。

・社外監査役鈴木順一氏は、ＡＦＳコーポレーション株式会社及び株式会社イオン銀行の監査役であります。ＡＦＳコーポレーション株式会社は当社の子会社であります。株式会社イオン銀行はＡＦＳコーポレーション株式会社の子会社であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 中島好美	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 国内・海外での豊富な事業経験とダイバーシティ（多様性）に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度の策定過程における助言を行っております。
社外取締役 山澤光太郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 金融業界における豊富な経験、財務・会計関連の知識、コーポレートガバナンスに関する高い識見を有しており、当該視点から、取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度の策定過程における助言を行っております。
社外取締役 佐久間達哉	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 主に法曹界における長年の豊富な経験と法律・コンプライアンスに関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度の策定過程における助言を行っております。
社外取締役 長坂隆	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。 長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と内部統制に関する高い識見を有しており、当該視点から取締役会の意思決定と監督機能の強化に資する積極的な発言や提言を行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会９回の全てに出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬制度の策定過程における助言を行っております。
社外監査役 鈴木順一	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。 主に小売業の国内外の事業会社における豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。

社外監査役　大　谷　　剛	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。 上場企業において内部監査部門長、監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い識見を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。
社外監査役　余　語　裕　子	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、また、監査役会18回の全てに出席いたしました。 外資系金融企業における豊富な経験とコーポレートガバナンスに関する高い識見を有しており、議案等の審議に際し、積極的に発言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

③　親会社等又は当該親会社等の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等（当社を除く）からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

4. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社の取締役に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額	行使価額	行使期間
第4回新株予約権	2011年4月21日	15個	普通株式 1,500株	株式1株当たり 809円	株式1株当たり 1円	2011年5月21日 ～ 2026年5月20日
第5回新株予約権	2012年4月21日	15個	普通株式 1,500株	株式1株当たり 1,081円	株式1株当たり 1円	2012年5月21日 ～ 2027年5月20日
第6回新株予約権	2013年7月21日	30個	普通株式 3,000株	株式1株当たり 2,715円	株式1株当たり 1円	2013年8月21日 ～ 2028年8月20日
第7回新株予約権	2014年7月21日	14個	普通株式 1,400株	株式1株当たり 2,006円	株式1株当たり 1円	2014年8月21日 ～ 2029年8月20日
第8回新株予約権	2015年7月21日	9個	普通株式 900株	株式1株当たり 3,072円	株式1株当たり 1円	2015年8月21日 ～ 2030年8月20日
第9回新株予約権	2016年7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 1,940円	株式1株当たり 1円	2016年8月21日 ～ 2031年8月20日
第10回新株予約権	2017年7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 1,856円	株式1株当たり 1円	2017年8月21日 ～ 2032年8月20日
第11回新株予約権	2018年7月21日	27個	普通株式 2,700株	株式1株当たり 1,808円	株式1株当たり 1円	2018年8月21日 ～ 2033年8月20日
第12回新株予約権	2019年7月21日	27個	普通株式 2,700株	株式1株当たり 1,309円	株式1株当たり 1円	2019年8月21日 ～ 2034年8月20日
第13回新株予約権	2020年7月21日	18個	普通株式 1,800株	株式1株当たり 742円	株式1株当たり 1円	2020年8月21日 ～ 2035年8月20日

(1)事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2)事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

⑴ 名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵ 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	144百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	490百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、グループ経営管理本部等の社内関係部署からの報告や資料及び会計監査人より説明を受けた監査計画の内容に基づき、監査時間、報酬単価等の報酬見積もりの算出根拠や算出内容について、前年度の監査実施状況とも比較、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条の同意をいたしております。

3. 当社の重要な子会社のうち、AEON Financial Service (Hong Kong) Co., Ltd.、AEON Credit Service (Asia) Co., Ltd.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PCL.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHADにつきましては、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む)の監査を受けております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、財務調査等についての対価を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に支障があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑹ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑺ 役員等賠償責任保険の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、会社の業務の適正を確保するための体制整備について、取締役会決議による「内部統制システムの整備に関する基本方針」を制定するとともに、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢、内部監査等、内部統制システムの整備による経営体制構築に取り組んでおります。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度についても、監査役、会計監査人と連携して当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び評価を行い、財務報告の信頼性の確保に取り組んでおります。なお、当該基本方針の内容は次のとおりであります。

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、当社およびその子会社等からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における内部統制の実効性を高め、その維持・向上を図ることにより、当社グループが行う各事業の拡大・成長を支援する。そのため、「内部統制推進委員会」において、下記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し、運用状況を評価、必要な改善措置を講じることとする。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社グループの役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針として、「イオン行動規範」を遵守する。当社グループの役職員が遵守すべき事項の周知を図るためおよび最新の法令改正、定款の変更に対応するため、当社グループの役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

②「ＡＦＳグループコンプライアンス基本方針」を定めて当社グループのコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規則」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。

③当社グループのコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「内部統制推進委員会」において、当社グループのコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

④当社グループの「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社および子会社は当該方針に基づき反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規則」に定める。

⑤当社および子会社は「プライバシーポリシー」に基づき、社則を定め顧客情報保護の徹底を図る。

⑥法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範110番」のほか、当社および子会社が設置する内部通報窓口を当社グループの役職員に周知する。通報内容は法令・社則に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。

⑦他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、当社の監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。

⑧当社は、「財務報告に係る内部統制規則」を定め、連結ベースでの財務報告の信頼性を確保するために、当社グループにおける財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、当社および子会社において必要な体制を整備する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会および取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則に則り、作成、管理、保存する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

ハ．損失の危険の管理に関する社則その他の体制

①当社グループが持つ事業のリスク等の管理に関する基本的な事項を「リスク管理規則」に定める。収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、当社グループが持つ事業のリスク管理を行う。

②当社グループが持つ事業のリスク等の管理を推進するため「内部統制推進委員会」において、当社グループのリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。

③子会社は各国の法令等に基づく自己資本比率等の規制について管理の在り方を文書化し、適切な自己資本および自己資本比率の確保を行う。

④当社グループの経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「経営危機対策規則」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社および当社グループの経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、経営会議、内部統制推進委員会の審議を経て当社の取締役会において決定する。

②取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規則」「職務分掌・決裁権限規則」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。

また、子会社においても組織、職務分掌、決裁権限に関する基準を当社の社則に準じて整備する。

③子会社の業務が効率的に行われるため、会計・システムなどの共通基盤を整備するとともに、当社が財務、広報、人事管理、法務などの業務に係る支援を適切に行う。

ホ. 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社および関連会社（以下、「子会社等」という。）に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社等を指導・育成することを目的として、「子会社・関連会社管理規則」を定め、同規則に基づいて子会社等が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導する。当社は、「子会社・関連会社管理規則」および子会社等との間で直接または間接的に締結する経営管理契約に基づき、子会社等の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を行い、また、経営管理上および内部統制上の重要な事項については当社との事前協議のうえ実施することを求め、子会社等の業務の適正を確保する。

②当社に、当社グループの内部監査機能を統括する監査部門を設置する。当社グループ各社の内部監査状況のモニタリングや必要に応じてグループ各社の監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

③親会社であるイオン株式会社および同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性およびその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

ヘ. 監査役補助者の独立性その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

ト. 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

チ. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①当社グループ各社の取締役および使用人は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

②監査役は、必要に応じて随時、取締役およびコンプライアンス統括管理者にコンプライアンス関連情報の報告を求めることができる。

③常勤監査役は、内部統制推進委員会その他の重要な会議に出席し、子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備および運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。

④当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の内部通報に関する社則に定めたうえで当社および子会社の役職員に周知する。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。
②内部監査部門は、常勤監査役に当社および子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。
③当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合のほか、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと会社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、当事業年度（41 期）における基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果について内部統制推進委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

なお、当社は、2018 年４月１日付でＡＦＳコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定しており、本ガイドライン第３条において、内部統制システムの整備に関し、業務の適正を確保することについて記載しています。

当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

イ．取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することの確保

定例取締役会、並びに臨時取締役会を計 17 回開催しました。また、内部統制推進委員会を 12 回開催し、当社グループにおける業務執行状況等のモニタリング等を行いました。

当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、グループ経営監査部を設置しており、監査およびモニタリングの結果については、定期的に取締役会に報告しています。また、国内・海外の子会社全ての監査を実施しています。

「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社則を整備し、適切に保存・管理し機密情報漏洩を防止するとともに「プライバシーポリシー」に基づき、顧客情報の保護に努めています。

ロ．リスク管理態勢

「リスク管理規則」を定め、「グループリスク管理態勢」に基づき当社グループ各社は、各社の業容・リスクに応じたリスク管理態勢を整備しています。また、年度毎にリスク管理方針を定め、モニタリング結果を内部統制推進委員会に報告しています。子会社においてもリスク管理に関する委員会組織を設けており、定期的に開催しています。

「経営危機対策規則」を定め、それに則した運用を行っています。2021 年６月および 11 月に親会社のイオン株式会社が実施する「グループ総合地震防災訓練」に参加し、金融事業として、上期では首都圏直下型大地震対策訓練、下期においては南海トラフ大地震対策訓練を行いました。また、事業継続体制の強化を目的として、2021 年９月に首都直下型大地震を想定した初の総合金融事業独自の防災訓練を実施し、初動対応訓練だけではなく重要業務のある部署における BCP 訓練、従業員参加の地震発生時初期行動訓練も同時に行いました。

ハ．コンプライアンス体制

イオンピープルが共有する日常行動の基本的な考え方、判断基準をまとめた「イオン行動規範」の当社グループ全役職員への周知徹底を図るとともに、役職員はコンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした行動規範研修を年１回以上受講するルールとなっており、これを実行しています。子会社においても定期、随時にコンプライアンス研修を実施しています。また、年度毎にコンプライアンスプログラムを定め、進捗状況のモニタリング状況を内部統制推進委員会へ報告しています。法令等に違反する行為の未然防止および早期発見を目的に、自社が設置する「総合金融事業窓口」および「外部弁護士による相談窓口」、親会社であるイオン株式会社が設置する「イオン行動規範 110 番相談窓口」、「会社役員が関与する不正行為の通報専用窓口」といった多岐に亘る相談窓口を周知することにより相談しやすい体制を構築するとともに、通報・相談内容に対しては、通報者保護を徹底しながら、調査従事部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じています。

ニ．当社グループにおける業務の適正の確保

国内および海外（11ヶ国・地域）に展開する当社グループ各社の経営管理を適切に行うため、「子会社・関連会社管理規則」に定める個々の管理業務につき、各管理部門が管理・指導を行っています。特に重要な子会社案件については、取締役会が報告を受け、親会社としての意思決定をしています。また、国内および海外の社長が参加する会議を原則月１回開催し、施策と数値の進捗管理並びにガバナンスに関する指導を実施しています。

当社グループの内部統制全般の施策推進に取り組むため、内部統制推進委員会の組織下に、原則毎月開催する「財経・信用・市場・流動性リスク部会」、「オペリスク・コンプライアンス部会」、および「システム部会」を設置し、専門の事案・テーマについて、担当役員を中心に問題把握・対策立案等、活発な議論により実効性を高めたうえで、内部統制推進委員会に提案する体制としています。

ホ．監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役会事務局をはじめとする監査役の業務の補助を行っております。また、常勤監査役は取締役会に出席することに加え、経営会議や内部統制推進委員会に出席するとともに、国内外子会社の監査についてはインターネット等を経由した手段も活用し、実効性を高めています。原則毎月開催する監査役会において監査部門責任者より内部監査の実施状況等について報告を受け、意見・情報交換を行っています。また、当社グループ各社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的に開催しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策と位置付け、株主の皆さまへの適正な利益配分を実施するとともに、事業拡大や生産性を向上するための内部留保金の確保を行い、企業競争力を高めることを基本方針としており、定款第 37 条に、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を規定しております。

第 41 期　事業報告附属明細書

（2021年3月　1日から
2022年2月 28 日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役社長　藤田　健二

第41期（2021年３月　１日から 2022年２月28日まで）**附属明細書**

2022年４月20 日作成
2022年５月６ 日備置

住　　所　東京都千代田区神田錦町一丁目１番地
会 社 名　イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表取締役　藤田　健二

事業報告に関する事項

会社役員の兼職の状況（2022年２月28日現在）

区　　分	氏　　名	兼職法人等名	役　　職	摘　　要
取締役	若生信弥	AFSコーポレーション株式会社	代表取締役社長	AFSコーポレーション株式会社は当社の子会社であります。
取締役	渡邉廣之	イオン株式会社	執行役	イオン株式会社は当社の親会社であります。
監査役	宮崎剛	イオン株式会社	財経担当	イオン株式会社は当社の親会社であります。

※事業報告３．会社役員に関する事項（１）取締役及び監査役の状況に記載の重要な兼職のうち、他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員等に該当するもの（重要でないものを除く）を記載しています。

以　上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥津　佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山﨑　健介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥津　佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山﨑　健介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンフィナンシャルサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　津　佳　樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　﨑　健　介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

イオンフィナンシャルサービス株式会社

監　査　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥津　佳樹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山﨑　健介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンフィナンシャルサービス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計　算　書　類

事業年度 2021 年 3 月 1 日から

（第 10 期）2022 年 2 月 28 日まで

1. 貸　借　対　照　表
2. 損　益　計　算　書
3. 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
4. 個　別　注　記　表

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

イオンクレジットサービス株式会社

計算書類

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	(370,719)	流動負債	(413,712)
現金及び預金	5,021	買掛金	219,662
割賦売掛金	128,631	短期借入金	1,500
営業貸付金	59,004	関係会社短期借入金	74,000
立替金	76,764	リース債務	5,983
未収入金	128,535	未払金	47,331
その他	7,314	預り金	55,509
貸倒引当金	△34,552	賞与引当金	537
固定資産	(143,463)	役員業績報酬引当金	36
(有形固定資産)	(13,065)	債務保証損失引当金	2,682
建物	764	その他	6,470
車両運搬具	0	固定負債	(24,731)
工具、器具及び備品	12,300	リース債務	16,023
(無形固定資産)	(82,968)	利息返還損失引当金	6,476
ソフトウエア	82,968	退職給付引当金	37
電話加入権	0	その他	2,194
(投資その他の資産)	(47,430)	負債合計	438,444
長期前払費用	23,494	[純資産の部]	
繰延税金資産	16,282	株主資本	(75,738)
その他	7,653	資本金	500
		資本剰余金	49,500
		資本準備金	49,500
		利益剰余金	25,738
		その他利益剰余金	25,738
		繰越利益剰余金	25,738
		純資産合計	75,738
資産合計	514,183	負債純資産合計	514,183

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		149,582
営業費用		
販売費及び一般管理費	141,895	
金融費用	437	142,332
営業利益		7,250
営業外収益		13
営業外費用		3
経常利益		7,261
特別利益		0
雇用調整助成金	0	
特別損失		285
固定資産処分損	274	
新型感染症対応による損失	11	
税引前当期純利益		6,976
法人税、住民税及び事業税	1,844	
法人税等調整額	453	2,297
当期純利益		4,678

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
２０２１年３月１日残高	500	49,500	49,500	26,659	26,659	76,659	76,659
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△5,600	△5,600	△5,600	△5,600
当期純利益				4,678	4,678	4,678	4,678
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△921	△921	△921	△921
２０２２年２月２８日残高	500	49,500	49,500	25,738	25,738	75,738	75,738

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記の通りであります。

工具、器具及び備品　3～15年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

⑶ 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑷ 債務保証損失引当金

提携金融機関が行っているカード事業から生じる債権や個人向けローン等に係る債務保証について、将来発生する損失負担に備え、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑸ 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑹ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．収益の計上基準

⑴ 加盟店手数料

加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。

⑵ 顧客手数料

主として残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

⑶ 信用保証料

主として残債方式により計上しております。

⑷ プロセッシング業務手数料

主として残債方式により計上しております。

5．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

（表示方法の変更に関する注記）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．貸倒引当金

⑴ 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金　34,552百万円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）2.引当金の計上基準 ⑴ 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

営業債権について返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症が与える影響に関しては軽微であるとの仮定に基づき、前事業年度の計算書類における（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の拡大状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．固定資産の減損処理

⑴ 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

ソフトウエア　82,968百万円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、多数の個人との取引を基礎に多量のデータ処理が必要であり、外部環境の変化への対応も踏まえ、基幹システムの更新など重要なシステム投資を行っており、次期基幹システムの当期末残高は50,286百万円であり、「ソフトウエア」残高の61%を占めております。

当社は、ソフトウエアのうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては投資回収計画や利用状況等に係る決算条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、上述した開発中の次期基幹システム（ソフトウエア）については、直近の開発状況をモニタリングした結果、減損処理すべき状況にはないと判断しております。

(貸借対照表等に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示しているものを除く）

⑴ 短期金銭債権額	1,523百万円
⑵ 長期金銭債権額	363百万円
⑶ 短期金銭債務額	2,953百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　25,059百万円

3．偶発債務

⑴保証債務

保証対象	対象残高
株式会社イオン銀行が行っている カード事業や個人向けローンから生じる債権等	1,228,482百万円

⑵重畳的債務引受による連帯債務

保証対象	対象残高
株式会社イオン銀行のリース債務	2,125百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

⑴ 営業収益　250百万円

⑵ 営業費用　3,503百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	10,000,000	−	−	10,000,000
合計	10,000,000	−	−	10,000,000

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月17日定時株主総会	普通株式	3,700	370	2021年2月28日	2021年5月18日
2021年10月5日取締役会	普通株式	1,900	190	2021年8月31日	2021年11月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年５月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	1,500	繰越利益剰余金	150	2022年2月28日	2022年5月23日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入額、利息返還損失引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額にかかるものであります。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務にかかるものであります。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社が保有する金融資産は主として割賦売掛金、営業貸付金及び未収入金であり、継続的なキャッシュ･フローのモニタリングを通じて適時に資金管理を行っております。

買掛金や借入金などの金融負債は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通じて、適時に資金管理を行うことで流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年２月28日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
⑴現金及び預金	5,021	5,021	－
⑵割賦売掛金	128,631		
貸倒引当金	△14,865		
	113,766	119,829	6,063
⑶営業貸付金	59,004		
貸倒引当金	△19,686		
	39,317	43,747	4,429
⑷立替金	76,764	76,764	－
⑸未収入金	128,535	128,535	－
⑹買掛金	219,662	219,662	－
⑺短期借入金	1,500	1,500	－
⑻関係会社短期借入金	74,000	74,000	－
⑼未払金	47,331	47,331	－
⑽預り金	55,509	55,509	－
⑾リース債務（※）	22,006	22,343	337

（※）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵割賦売掛金、⑶営業貸付金

これらの時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割引計算しております。

⑷立替金、⑸未収入金、⑹買掛金、⑺短期借入金、⑻関係会社短期借入金、⑼未払金、⑽預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑾リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．関連当事者との取引

⑴　親会社及び法人主要株主等

種　類	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
親会社	イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区	45,698	事業持株会社	被所有 直接100.0%	資金の借入 資金の寄託 役員の兼任 従業員の出向 業務の受託	資金の借入（注）2	26,498	関係会社短期借入金	74,000
							支払利息（注）2	96	未払費用	5
							資金の寄託運用（注）3	27,287	関係会社預け金	-
							受取利息（注）3	85		

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社イオン銀行	東京都千代田区	51,250	銀行業	なし	役員の兼任 従業員の出向 業務の受託 債務保証	資金精算(注)5	－	未収入金	108,134
									未払金	3,970
							プロセッシング業務手数料の受取(注)6	6,117	預り金	36,408
							重畳的債務引受にかかる連帯債務(注)4	2,125		
							債務保証(注)6	1,228,482	未収入金	160
							信用保証料の受取(注)6	49,891		
							業務代行収益(注)6	594	立替金	18,443
							営業債権の買取(注)7	140,580	未払金	15,776

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	100	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	なし	加盟店契約	加盟店手数料(注)6	10,635	買掛金	6,578
							業務代行収益(注)6	7,252	立替金	20,840

種　類	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンモール株式会社	千葉市美浜区	42,374	ディベロッパー事業	なし	加盟店契約	加盟店手数料（注）6	3,627	買掛金	9,302
							業務代行収益（注）6	1,690		

種　類	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオン九州株式会社	福岡市博多区	4,815	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	なし	加盟店契約	加盟店手数料（注）6	1,273	買掛金	5,204
							業務代行収益（注）6	3,119		

種　類	会社等の名称	住　所	資本金(百万円)	事業の内　容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社マルエツ	東京都豊島区	100	スーパーマーケット	なし	加盟店契約	加盟店手数料（注）6	1,565	買掛金	7,573
							業務代行収益（注）6	578		

（注）1．取引金額には消費税等は含まれておりません。
2．取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
3．消費寄託契約による資金の寄託は、余裕資金の有効活用を目的としており、取引条件は2019年8月29日付消費寄託基本契約に基づいております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
4．会社分割により、当社が重畳的債務引受を行っております。
5．資金の精算は、加盟店精算にかかる立替払い及び国際ブランドに対する精算並びに融資代行にかかる資金の一時預りを行っているものであり、取引金額が多額であることから取引金額は記載しておりません。
6．取引条件の決定については、一般取引条件を勘案して合理的に決定しております。
7．営業債権の買取価格は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

イオン株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の親会社、東京証券取引所に上場）

イオンフィナンシャルサービス株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	7,573円88銭
2．1株当たり当期純利益	467円89銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

附　属　明　細　書

(会社法第435条第２項に基づく明細書)

事業年度　　2021年３月１日から
(第10期)　　2022年２月28日まで

１．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

２．引　当　金　の　明　細

３．販売費及び一般管理費の明細

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

イオンクレジットサービス株式会社

1．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

（単位：百万円）

区　分	資産の種　類	期　首帳簿価額	当　期増加額	当　期減少額	当　期償却額	期　末帳簿価額	減価償却累計額	期　末取得原価
有形固定資産	建　　物	672	282	89	100	764	1,347	2,111
	車両運搬具	1	-	-	1	0	6	7
	工具、器具及び備品	12,668	4,214	265	4,316	12,300	23,705	36,005
	計	13,342	4,496	355	4,418	13,065	25,059	38,124
無形固定資産	ソフトウエア	76,431	17,846	734	10,575	82,968	80,711	163,680
	電話加入権	0	-	-	-	0	-	0
	計	76,431	17,846	734	10,575	82,968	80,711	163,680
投資その他の資産	長期前払費用	22,493	9,072	544	7,527	23,494	37,958	61,453

（注）当期の増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額	統合基盤	1,042百万円
ソフトウェア	増加額	次期クレジットカードシステム	5,857百万円
長期前払費用	増加額	カード発行費の資産計上	6,761百万円

2．引当金の明細

（単位：百万円）

科　　目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	36,741	14,963	17,152	34,552
賞与引当金	440	537	440	537
役員業績報酬引当金	36	36	36	36
債務保証損失引当金	2,940	1,096	1,355	2,682
利息返還損失引当金	5,706	4,355	3,585	6,476
退職給付引当金	58	161	183	37

（注）計上理由及び額の算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。

3．販売費及び一般管理費の明細

（単位：百万円）

科目	金額	摘要
広告宣伝費及び販売促進費	16,695	
貸倒損失	518	
貸倒引当金繰入額	14,963	
利息返還損失引当金繰入額	4,355	
債務保証損失引当金繰入額	1,096	
役員報酬	138	
従業員給与及び賞与	17,119	
法定福利費	2,798	
福利厚生費	1,064	
賞与引当金繰入額	537	
役員業績報酬引当金繰入額	36	
退職給付費用	412	
採用費	204	
寮・社宅費	686	
郵送料	3,310	
電話料	1,420	
租税公課	7,287	
信用調査費	223	
印刷費	574	
システム運用費	11,128	
カード発行費	6,496	
支払手数料	23,740	
賃借料	8,561	
備品消耗品費	637	
減価償却費	14,993	
旅費交通費	239	
事務用消耗品費	55	
損害保険料	84	
雑費	2,512	
計	141,895	

第１０期 事業報告

（2021年 3月 1日から
2022年 2月28日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

イオンクレジットサービス株式会社

１．当社の現況に関する事項

⑴事業の経過及び成果等

①主要な事業内容

当社は、株式会社イオン銀行が展開するクレジットカード事業に係る会員獲得、企画提案を含めた業務全般の保証や各種決済サービスのアクワイアリング業務に加え、イオン株式会社が提供する電子マネー「ＷＡＯＮ」及びポイントサービス「ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ」のプロセッシング業務を受託する「決済・信用供与サービス/プロセッシング事業」を展開しております。

②事業の経過及び成果

当社を取り巻く経営環境は、経済社会活動が正常化に向かう中で個人消費は緩やかに回復基調にあるものの、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動自粛や生活様式の変化により業界全体でキャッシングに対する需要が低下しており、厳しい経営環境が続いております。

クレジットカード・決済市場における、クレジットカードショッピング信用供与額は 81 兆円（前年比 108.8%）とキャッシュレスへの関心の高まりを受け成長を続けており、社会インフラとしての重要性が増す一方で、業界全体の不正利用被害額は手口の巧妙化により 330 億円（前年比 130.5%）に増加しており、安全・安心な決済環境の整備が求められております。

当社は「イオン生活圏でのお客さま満足をデジタル改革で実現する決済・信用供与サービス会社」を中期ビジョンとして定め、2021 年度は「イオン生活圏でのイオンカードの地位確立」、「デジタルシフトへの対応」、「新規事業の創造・自ら学ぶ集団への進化」を中期方針として取り組んでまいりました。

会員募集では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による外出自粛の影響を受けたものの、グループ企業、提携先さまとのアライアンス募集、セレクトカードのバーチャルカード化、カード募集広告の内製運用による効率化等に努めた結果、クレジットカードの登録件数は157万件（前年比97.9%）、クレジットカード会員数は2,846万名（前年差33万名増）となりました。

カードショッピングでは、業種間の回復に差があったものの、イオンカードの魅力向上に向けてポイント制度を変更すると共に、イオン株式会社のトータルアプリ「ｉＡＥＯＮ」の決済機能としてＡＥＯＮ Ｐａｙを搭載する等、キャッシュレス化に取り組み、取扱高は5兆9,674億51百万円（前年比105.1%）となりました。

キャッシングでは、外出自粛等による需要低下が継続したものの、プロモーションセンターでの取り組みや振込口座指定サービスの開始等により、取扱高は3,105億5百万円（前年比103.4%）となりました。

アクワイアリングではイオンレジの更改や非接触決済に対応した端末の導入を推進した結果、取扱高は9,432億13百万円（前年比113.7%）となりました。併せて、ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ及びＡＥＯＮ Ｐａｙの導入も、グループ企業、外部加盟店さまに推進しており、ＡＥＯＮ Ｐａｙにおいては2022年3月には外部アミューズメント施設に導入いたしました。

電子マネーＷＡＯＮでは、Ａｐｐｌｅ Ｐａｙにおけるサービスをリリースし、取扱高は2兆3,675億18百万円（前年比104.8%）となった一方で、ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ取扱高はキャッシュレス決済の促進により1兆4,523億97百万円（前年比87.2%）となりました。

新規事業の創造では、2021 年 7 月にヘルスケアアプリ「ＲＯＵＴＹ」をリリースし、毎日の健康な食生活や運動習慣のサポートを通じてお客さま満足の向上に努めてまいりました。安全・安心な決済環境の整備では、オーソリゼーションシステムを更改し、増加する取引量に対応すると共に災害・障害時の自動切換を実現しました。また、ＡＩが最新の不正方法を学習し続けることで、より精度の高いスコアリングモデルを構築するほか、不正利用の可能性の高いお客さまへのご利用確認メールの配信等を行い不正利用対策の強化をしてまいりました。

健康経営の取り組みでは、健康経営宣言、健康経営戦略マップの制定、産業医と保健師が常駐する健康支援センターの設置、新型コロナワクチンの職域接種の実施等に取り組み、経済産業省と日本健康会議が共同で選出する健康経営優良法人 2022（ホワイト 500）に認定されました。

以上の結果、営業収益はイオンカードにおけるポイント制度の変更に伴うイオン銀行との経済条件変更の影響により 1,495 億 82 百万円（前年比 95.5%）となり、営業利益は、東京国税局の税務調査に関する税額影響により 72 億 50 百万円（前年比 79.8%）となりました。

【直前 3 事業年度の営業成績及び財産の状況】　（単位：百万円）

	2019年3月期（第7期）	2020年2月期（第8期）	2021年2月期（第9期）	2022年2月期（第10期）
営業収益	153,764	153,082	156,673	149,582
営業利益	17,172	13,199	9,091	7,250
経常利益	17,158	13,207	9,115	7,261
当期純利益	11,602	9,365	6,484	4,678
総資産	513,415	514,758	513,894	514,183
純資産	74,409	76,775	76,659	75,738

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

③環境保全・社会貢献活動

当社は、環境保全・社会貢献活動を積極的に推進し、よき企業市民として地域社会の発展に貢献できるよう取り組んでおります。

環境保全活動としては、新たに（公財）イオン環境財団と協働して千葉県君津市に「イオンカードの森」を創設し、従業員による植樹・育樹活動を開始いたしました。事業活動を通じた取り組みとしては、デジタル化による業務効率向上を推進し、業務で使用する紙の使用量を前年比で250万枚削減いたしました。また、社有車については、ガソリン使用量の低減および災害時に電源として利用できるように、ＰＨＶを1支社に1台配備いたしました。なお、請求明細書を郵送からＷｅｂでご確認いただく「Ｗｅｂ明細化」による二酸化炭素の排出量の削減は、年間で約6.3万トン（東京ドーム約1,400個分の森が1年間に吸収するＣＯ2量）となりました。

地域社会への貢献としては、成年年齢引き下げを踏まえ高校生向けに実施していたクレジットカードの知識やキャッシュレス決済について学んでいただく「金融教育」の対象を専門学校や大学にも拡大するとともにオンラインを活用した授業を実施いたしました。最終年となった東北復興支援活動「イオン心をつなぐプロジェクト」では、防災啓蒙ツアーや福島ひまわり里親プロジェクトなど、オンラインや在宅で参加できるメニューを取り入れ、多くの従業員が参加しました。イオンと協力した災害時の募金活動では、暮らしのマネーサイトに募金受付ページを開設しイオンウォレットで告知を強化することで、キャッシュレス募金を推進いたしました。

また、これらの取り組みに加え、「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」を柱とした事業活動を行う（公財）イオンワンパーセントクラブの活動趣旨に賛同し、世界規模での社会貢献活動を推進するため、協賛企業として税引き前利益の1%を寄付しております。

⑵対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大による行動自粛や生活様式の変化により、キャッシングの需要は依然として低下していると共に、各社による経済圏の構築に向けた取り組み等、クレジットカード・決済市場の競争は激化しており、グループ企業と連携を強化した取り組み、お客さまニーズへの迅速な対応、安全・安心、便利でお得なサービスの継続した提供が求められております。これらに対応するため当社は、「イオン生活圏でのお客さま満足をデジタル改革で実現する決済・信用供与サービス会社」を中期ビジョンとし、その実現に向けて、中期方針である「イオンカードによる生活圏での“つながり”の創出」「デジタル改革による安全・安心、利便性の提供」、「新たな価値創造によるお客さま満足の実現」、「自らの成長と働きがいを感じられる職場の実現」のもと、以下の重点実施事項に取り組むと共に、事業活動を通じたサステナビリティ、ＳＤＧｓの実現を図ってまいります。

①イオンカードによる生活圏での“つながり”の創出

イオンカードがお客さまと生活圏をデジタルでつなぐ架け橋となる役割を担い、イオン生活圏を利用される会員さまを増やし、生活圏に参画するパートナー（加盟店さま）を広げることでグループに貢献してまいります。

2022年度につきましては、イオンカードのリブランディング、ウエルシアカードの発行、ＷＡＯＮＰＯＩＮＴ加盟店の開発強化に取り組んでまいります。

②デジタル改革による安全・安心、利便性の提供

イオンカード（イオンウォレット）をデジタル基盤の中心とし、様々なサービスを連携することで、金融サービスをシームレスに提供してまいります。デジタルによる業務の高度化及び効率化をより促進することで、業界最高水準の安全・安心とお客さまに寄り添ったサービスを提供すると共に、保有する決済データとデジタルチャネルを活用して営業力・信用供与力を強化してまいります。

2022 年度につきましては、イオンウォレットの機能強化、信用供与の高度化、お客さまへのデジタル支援・デジタル化による業務効率の向上、安全・安心、利便性の提供に向けたシステム基盤の構築に取り組んでまいります。

③新たな価値創造によるお客さま満足の実現

会員基盤・チャネルを活用した新規事業を創造し、様々な商品・サービスとクロスセルすることでお客さま満足度の向上を実現すると共に、新たな価値創造によりイオンカードの魅力向上を図り、新規会員さまの獲得とクレジット事業を補完する新たな収益源を創出してまいります。また、従業員が自社の商品・サービスに愛着を持ち、お客さまの声に応じた進化を図ることでより良いサービスを提供してまいります。

2022 年度につきましては、資産運用サービスの導入、販促支援プログラムの拡大、ネット広告運用の内在化に取り組んでまいります。

④自らの成長と働きがいを感じられる職場の実現

学びの場・成長する機会を提供し、従業員が失敗を恐れずに新たな取り組みに挑戦できる環境を支援すると共に、一人ひとりの取り組みが適正に評価され、年次・年齢問わず能力に応じたポジションを担う仕組みを整備してまいります。従業員が自発的に考えて行動し、相乗効果を発揮する集団となり、社会に貢献し続けてまいります。

2022 年度につきましては、働きがいのある職場の実現、学びの場・成長機会の提供、お客さま・従業員の声によるサービス改善に取り組んでまいります。

3 回目の新型コロナウイルスワクチンの接種が開始されたものの、予断を許さない状況が続くと見られます。先行きは不透明な状況ですが、当社はイオン防疫プロトコルを遵守し、様々なリスクに対して事業継続に向けた対策を講じることで安全・安心を提供してまいります。

⑶親会社及び子会社の状況

親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	100.0%	経営管理料・ブランドロイヤルティの支払、資金の借入、資金の寄託運用

（注）１．当社は、親会社との間で経営管理料の支払いに関する取引を行っておりますが、当該取引を実施するにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件をその都度協議したうえ、合理的判断に基づき決定しております。
２．当社は、親会社との間でブランドロイヤルティの支払いに関する取引を実施しておりますが、当該取引を実施するにあたっては、当該取引の必要性及び取引条件をその都度協議したうえ、合理的判断に基づき決定しております。
３．当社取締役会は、当該取引に関する議案の審議及び決議において、取引の重要性等に留意したうえで、当社利益を害するものではないと判断しております。

⑷主要な事業所及び使用人の状況

①主要な事業所

ⅰ.本社　東京都千代田区

ⅱ.地域別事業所数　（2022年2月28日現在）

		事業所名
支店・営業所（42拠点）		
	北海道	札幌支店、旭川営業所、釧路営業所
	東北	仙台支店、青森支店、山形支店、盛岡支店、秋田営業所
	北陸信越	新潟支店、松本支店、金沢支店
	北関東	さいたま支店、宇都宮支店、水戸支店、越谷営業所、高崎営業所
	南関東	新宿支店、西東京支店、横浜支店、千葉支店、柏営業所
	東海	名古屋支店、四日市支店、浜松支店
	近畿	大阪支店、京都支店、神戸支店、姫路支店、奈良営業所
	中四国	広島支店、岡山支店、高松支店、松山営業所、松江営業所、高知営業所
	九州・沖縄	福岡支店、熊本支店、沖縄支店、長崎営業所、大分営業所、宮崎営業所、鹿児島営業所
センター（23拠点）		
	北海道	カード札幌コールセンター
	宮城県	北日本管理センター、カード北日本コールセンター
	埼玉県	関東管理センター
	千葉県	東京管理センター、東京特別管理センター、ホットライン24、 カード東京コールセンター、グループＷＥＢコールセンター、 ＷＡＯＮコールセンター、ＷＡＯＮ　ＰＯＩＮＴサポートセンター、 東京事務センター、カードプロセスセンター、 データマネジメントセンター
	愛知県	名古屋管理センター
	三重県	中部管理センター、カード中部コールセンター
	大阪府	大阪管理センター、カード大阪コールセンター カード近畿コールセンター、大阪事務センター
	広島県	広島管理センター
	福岡県	福岡管理センター

②使用人の状況

区分	使用人数 （前事業年度末比増減）	平均年齢	平均勤続年数
男性	956名　（2名減）	39歳　0ヶ月	10年　7ヶ月
女性	621名　（57名増）	34歳　10ヶ月	7年　6ヶ月
合計	1,577名　（55名増）	37歳　4ヶ月	9年　4ヶ月

（注）１．当社籍の出向者を除き、他社籍の受入出向者を含む就業人数であります。
２．使用人数は、ローカル社員529名（前期比10名増）、フレックス社員2,763名（前期比70名減　ただし、月間勤務時間160時間換算による）を含んでおりません。

⑸主要な借入先の状況

（2022年2月28日現在）

借入先	借入金残高
イオンフィナンシャルサービス株式会社	74,000百万円

２．株式に関する事項

⑴発行可能株式総数　　540,000,000株

⑵発行済株式の総数　　10,000,000株

⑶当期末株主数　　1名（イオンフィナンシャルサービス株式会社）

３．会社役員に関する事項

⑴取締役及び監査役の氏名等

（2022年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職
齋藤　達也	代表取締役社長	株式会社イオン銀行取締役
前川　渉	取締役兼常務執行役員 営業担当兼営業企画本部長	
島方　俊哉	取締役兼常務執行役員 経営管理本部長	株式会社日本信用情報機構社外取締役
中山　和雄	取締役兼執行役員 システム本部長	
西村信一郎	取締役兼執行役員 イノベーション推進本部長	富士通信貸服務系統軟件開発(天津）有限公司監事
濱野　勝三	取締役兼執行役員 会員サービス推進本部長	
鈴木　正規	取締役	イオンフィナンシャルサービス株式会社取締役会長 株式会社イオン銀行取締役会長 AFSコーポレーション株式会社取締役
藤田　健二	取締役	イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役社長
河田　和彦	取締役	イオンプロダクトファイナンス株式会社代表取締役社長
新井　直弘	取締役	株式会社イオン銀行代表取締役社長 AFSコーポレーション株式会社取締役
林　謙二	取締役	
脇田　国弘	監査役	イオングローバルＳＣＭ株式会社監査役

河邉　有二	監査役	イオンリテール株式会社監査役 株式会社ダイエー監査役 イオンディライト株式会社監査役
新井佐恵子	監査役	有限会社アキュレイ代表 株式会社teamS社外監査役 大日本住友製薬株式会社（現住友ファーマ株式会社）社外取締役 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役

（注）１．取締役林謙二氏は、会社法に規定する社外取締役であります。
２．監査役脇田国弘氏及び監査役新井佐恵子氏は、会社法に規定する社外監査役であります。
３．監査役新井佐恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．取締役山田義隆氏は、2021 年 3 月 31 日をもって常務執行役員経営管理本部長を辞任し、2021 年 4 月 1 日付でイオンフィナンシャルサービス株式会社の常務執行役員グループ経営監査本部長に就任いたしました。
５．2021 年 5 月 17 日開催の第 9 期定時株主総会において、濵野勝三氏は取締役に、脇田国弘氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。また、同定時株主総会の終結の時をもって取締役山田義隆氏、監査役大山晃浩氏は退任いたしました。
６．2021 年 5 月 17 日付で、島方俊哉氏は取締役兼執行役員から取締役兼常務執行役員に就任いたしました。
７．監査役脇田国弘氏は、2021 年 5 月 24 日付でイオングローバルSCM株式会社の監査役に就任いたしました。
８．取締役林謙二氏は、2021 年 6 月 24 日をもって、AEON THANA SINSAP(THAILAND)PLC.の社外取締役を退任いたしました。
９．取締役林謙二氏は、2021 年 6 月 25 日をもって、AEON CREDIT SERVICE(ASIA)CO.,LTD.の社外取締役を退任いたしました。
10．取締役林謙二氏は、2022 年 2 月 18 日をもって、株式会社XTIAの社外取締役を辞任いたしました。

＜ご参考＞
当社は、執行役員制度を採用しており、取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

（2022 年 2 月 28 日現在）

地位	氏名	担当
執行役員	細川　徹	財務・経理統括部長
執行役員	佐々木　潤	法人営業本部長 兼 法人営業統括部長
執行役員	光石博文	システム開発統括部長
執行役員	成澤　剛	営業本部長
執行役員	荒木　悟	営業企画統括部長
執行役員	山本洋一郎	商品企画・開発統括部長
執行役員	木村信之	与信管理本部長
執行役員	中川伸一	保証事業統括部長

（注）１．浅沼清保氏は、2021年5月17日をもって執行役員経営企画部長を退任いたしました。
２．中川伸一氏は、2021年11月1日付で執行役員保証事業統括部長に就任いたしました。

⑵当事業年度における会社役員に対する報酬等

区分	支給人数	報酬等
取締役	8名	121百万円
監査役	4名	20百万円
合計	12名	142百万円
（うち社外役員）	（3名）	（21百万円）

（注）１．金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。
２．取締役の報酬限度額は2013年3月18日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は2013年3月18日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
４．報酬等の額には取締役6名に対する業績報酬17百万円が含まれております。
５．2022年2月28日現在の人員は取締役11名及び監査役3名です。このうち取締役4名は、無報酬となっております。

⑶責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお、当社に対して賠償すべき限度額は、法令が定める金額としております。

４．社外役員に関する事項

⑴社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記３．会社役員に関する事項 ⑴取締役及び監査役の氏名等に記載のとおりであります。

社外役員の重要な兼職先と当社との関係は以下のとおりであります。

①監査役脇田国弘氏の重要な兼職先であるイオングローバルＳＣＭ株式会社は当社の親会社の子会社であります。

②その他の重要な兼職先と当社との間には特筆すべき取引関係はありません。

⑵社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役連絡会への出席状況	取締役会・監査役連絡会における発言その他の活動状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の内容
林　　謙二	2015年6月から現在まで	取締役会16回中16回	経歴を通じて培われた豊富な経験や知見から適宜必要な発言をしております。
脇田　国弘	2021年5月から現在まで	（2021年5月就任後） 取締役会13回中13回 監査役連絡会12回中12回	経歴を通じて培われた豊富な経験や知見から適宜必要な発言をしております。
新井　佐恵子	2017年6月から現在まで	取締役会16回中16回 監査役連絡会15回中15回	経歴を通じて培われた豊富な経験や知見から適宜必要な発言をしております。

⑶当社の親会社等または親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が親会社または当社を除く親会社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は8百万円であります。

５．会計監査人に関する事項

⑴当社の会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支給額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	109百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	-百万円
合　　計	109百万円

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

⑶会計監査人の報酬などに監査役が同意した理由

当社監査役は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査

予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬などにつき、会社法第399条第1項の同意を得ております。

⑷会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役は会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年4月28日開催の取締役会において、当社の内部統制システム、コンプライアンス体制の強化を目的として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部見直しを決議しております。なお、イオンフィナンシャルサービスでは「自己資本比率などの規制」への対応を海外子会社に対しても求めていく旨に「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部記述を改定しております（2020年2月28日）。該当する施策は当社では対象になりませんので、当社においては該当箇所の記述を改定せず、その他の項目については、本方針に基づく運用状況に大きな問題が無いことから、本方針を継続して実施することを2021年4月20日開催の取締役会にて決議しております。

基本方針の内容は以下のとおりです。

当社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、「イオンフィナンシャルサービス」という）と子会社等から成る企業集団（以下「グループ」という）の一員として、コンプライアンスならびにガバナンス体制の強化のため、下記の施策を実施し、当社における内部統制の有効性を高め、その維持・向上を図る。

⑴取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの指針としてイオン株式会社（以下「イオン」という）が定める「イオン行動規範」を遵守する。
役職員が遵守すべき事項の周知を図るため、及び最新の法令改正、定款の変更に対応するため、役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。

② イオンフィナンシャルサービスが定める「AFSグループコンプライアンス方針」に基づき「コンプライアンス方針」を定めて当社のコンプライアンスに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。

③ 当社のコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「コンプライアンス委員会」を設置し、原則として月1回開催する。
コンプライアンス委員会は「コンプライアンス委員会規程」の定めに則って、当社のコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会から委嘱を受けた事項について決議を行い、また取締役会へ必要な報告・提言を行う。

④ イオンフィナンシャルサービスが定めるグループの「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規程」に定める。

⑤ 「プライバシーポリシー」を定め、当社の顧客情報の取扱いに対する基本的な姿勢を明確にするとともに、「個人情報安全管理規程」を定めて顧客情報保護の徹底を図る。

⑥ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、「イオン行動規範110番」の他、イオンフィナンシャルサービス及び当社が設置する内部通報窓口を役職員に周知する。

通報内容は、法令・社内規程に則り秘密として保持し、通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

⑦ 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。
内部監査部門は、監査役及び会計監査人と連携・協力のうえ、独立及び客観的立場から監査を実施し、定期的に取締役会に報告する。

⑵取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「決裁伺い規程」「文書管理規程」等の社内規程に則り、作成、管理、保存する。
取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

⑶損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理基本規程」に定める。
収益部門から独立したリスク管理の組織・態勢を整備し、リスク管理を行う。

② 当社のリスク管理を推進するために「リスク管理委員会」を設置し、原則として月1回開催する。
リスク管理委員会は、「リスク管理委員会規程」の定めに則って、当社のリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役から委嘱を受けた事項について決議を行い、また取締役会へ必要な報告・提言を行う。

③ 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「リスク・マネジメント（危機管理）規程」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

⑷取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社の経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、各種委員会、政策検討会議の審議を経て取締役会において決定する。

② 取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務責任権限規程」に基づいて権限が委譲され、各部門において効率的に遂行される態勢とする。

⑸当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社の内部統制を構築するとともに、グループにおける内部統制との整合性を図り、グループ全体として業務の適正性を確保できるよう内部統制を構築する。

② イオンフィナンシャルサービスとの間で締結する経営管理契約に基づき、当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について同社に報告を行い、また内部統制上の重要な事項については同社との事前協議のうえ実施する。

③ 当社は、子会社に関する業務の円滑化と管理の適正化を図り、子会社を指導・育成することを目的として「子会社管理規程」を定め、当該規程に基づき子会社に対して営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告を求め、また、経営管理上及び内部統制上の重要な事項については当社の承認を得たうえで実施することを求め、子会社の業務の適正を確保する。

④ 当社は、「内部監査規程」に基づき法令等に抵触しない範囲で子会社に対する監査を実施することで、内部管理態勢・内部監査態勢の適切性や有効性を検証する。

⑤ イオン及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社から成る企業集団に属する各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの会社との取引を行うに際しては当該取引等の必要性及びその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。

⑹監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。

⑺前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとする。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、常勤監査役の同意が必要なものとする。

⑻取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社及び子会社の取締役、及び使用人並びに子会社の監査役は、当社及びグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、直ちに、監査役に対してその旨を報告する。

② 監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人にコンプライアンス、リスク管理その他の内部統制の整備及び運用状況に関連する情報の報告を求めることができる。

③ 監査役は、取締役及び使用人から子会社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備及び運用状況につき報告を受け、必要に応じて子会社からの報告を受けることができる。

④ 監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わず、またその旨を当社及び子会社の役職員に周知する。

⑼その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 常勤監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録及び決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

② 内部監査部門は、常勤監査役に内部監査の実施状況について、適宜報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。

③ 監査役が独自の外部専門家を監査役のため起用することを求めた場合の他、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要がないと当社が証明した場合を除き、当社が負担することとし、必要な予算措置のうえ、適宜処理を行う。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、各業務所管部署において定期的に点検を行い、その結果についてコンプライアンス委員会を通じて取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第10期）における、当該基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりであります。

⑴取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することの確保

定例取締役会、並びに臨時取締役会を計16回開催いたしました。また、コンプライアンス委員会を12回開催し、業務執行状況等のモニタリング等を行いました。当社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門として、監査部を設置しており、監査及びモニタリングの結果については、毎月の定例取締役会に報告しております。

⑵情報保存管理体制

取締役会議事録その他法定の作成書類については、取締役会規則の定めに則って、書面をもって作成され、総務部の管理の下、本社の耐火書庫内に保存されております。取締役及び監査役は必要に応じてこれらの作成書類の確認が可能となっております。

⑶リスク管理態勢

「リスク管理基本規程」を定め、業容・リスクに応じた管理態勢を整備しております。管理を推進する専門委員会としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する事項について、総合的な検討･審議を行っております。リスク管理の遂行に当たっては、年度毎に管理プログラムを定め、年13回開催した委員会においてモニタリングし、その結果を取締役会に報告しております。

また、「リスクマネジメント（危機管理）規程」を定め、それに即した運用を行っております。

⑷コンプライアンス態勢

年度毎にコンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス委員会で進捗状況をモニタリングし、その内容については取締役会へ報告しております。

法令等に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的に、複数の「内部通報窓口」を設置し、従業員に周知することにより、相談しやすい体制を構築するとともに、通報・相談内容に対しては、関連部署が調査確認し、是正・再発防止策を講じております。

反社会的勢力の排除に向けては、「反社会的勢力による被害の防止に関する規程」に定める「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、加盟店、カード会員、優待先、従業員への反社チェックを実施し、実施状況をコンプライアンス委員会でモニタリングし、取締役会に報告しております。

⑸当社グループにおける業務の適正の確保

イオンフィナンシャルサービス株式会社との間で締結する経営管理契約に基づき、当社の営業成績、財務　状況その他の重要な情報について同社に報告を行うとともに、グループにおける内部統制との整合性を図るため、内部統制上の重要な事項については同社との事前協議の上、実施しております。

⑹監査役の監査が実効的に行われることの確保等

「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人を1名配置し、当該使用人は監査役の指揮命令下で監査役連絡会事務局をはじめとする監査役の業務サポートを行っております。

監査役は取締役会に出席するとともに、政策検討会議や各種委員会に参加するなどにより、監査の実効性を高めております。また、監査役は、年15回開催した監査役連絡会において監査部長を陪席させ意見交換と情報共有を行うとともに、四半期に一度内部監査の実施状況について報告を受けております。

附　　属　　明　　細　　書

（会社法第435条第２項に基づく明細書）

（2021年 3月 1日から
2022年 2月28日まで）

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

イオンクレジットサービス株式会社

補足すべき重要事項も事業報告に記載しており、附属明細書に記載すべき事項はございません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

イオンクレジットサービス株式会社

監　査　役　脇　田　国　弘　殿
監　査　役　河　邉　有　二　殿
監　査　役　新　井　佐恵子　殿

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　興津佳樹

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　渡邊泉一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンクレジットサービス株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計　算　書　類

事業年度 2021年3月1日から

(第10期) 2022年2月28日まで

1. 貸　借　対　照　表
2. 損　益　計　算　書
3. 株主資本等変動計算書
4. 個　別　注　記　表

東京都千代田区神田錦町一丁目1番地

イオンクレジットサービス株式会社

計算書類

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
[資産の部]		[負債の部]	
流動資産	(370,719)	流動負債	(413,712)
現金及び預金	5,021	買掛金	219,662
割賦売掛金	128,631	短期借入金	1,500
営業貸付金	59,004	関係会社短期借入金	74,000
立替金	76,764	未払金	5,983
未収入金	128,535	未払費用	47,331
その他	7,314	預り金	55,509
貸倒引当金	△34,552	賞与引当金	537
固定資産	(143,463)	役員賞与引当金	36
(有形固定資産)	(13,065)	保証債務損失引当金	2,682
建物	764	その他の負債	6,470
車両運搬具	0	固定負債	(24,731)
工具、器具及び備品	12,300	長期借入金	16,023
(無形固定資産)	(82,968)	退職給付引当金	6,476
ソフトウエア	82,968	長期未払金	37
電話加入権	0	その他の負債	2,194
(投資その他の資産)	(47,430)	負債合計	438,444
長期前払費用	23,494	[純資産の部]	
繰延税金資産	16,282	株主資本	(75,738)
その他	7,653	資本金	500
		資本剰余金	49,500
		資本準備金	49,500
		利益剰余金	25,738
		その他利益剰余金	25,738
		繰越利益剰余金	25,738
		純資産合計	75,738
資産合計	514,183	負債純資産合計	514,183

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書

（2021年3月1日から
2022年2月28日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
営業収益		149,582
営業費用		
販売費及び一般管理費	141,895	
金融費用	437	142,332
営業利益		7,250
営業外収益		13
営業外費用		3
経常利益		7,261
特別利益		0
雇用調整助成金	0	
特別損失		285
固定資産処分損	274	
新型感染症対応による損失	11	
税引前当期純利益		6,976
法人税、住民税及び事業税	1,844	
法人税等調整額	453	2,297
当期純利益		4,678

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
２０２１年３月１日残高	500	49,500	49,500	26,659	26,659	76,659	76,659
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△5,600	△5,600	△5,600	△5,600
当期純利益				4,678	4,678	4,678	4,678
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△921	△921	△921	△921
２０２２年２月２８日残高	500	49,500	49,500	25,738	25,738	75,738	75,738

（注）金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

経済的耐用年数に基づく定額法によっております。

主な耐用年数は下記の通りであります。

工具、器具及び備品　3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与に備え、支給見込額のうち当事業年度に対応する負担額を計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 債務保証損失引当金

提携金融機関が行っているカード事業から生じる債権や個人向けローン等に係る債務保証について、将来発生する損失負担に備え、当事業年度末における損失発生見込額を計上しております。

(5) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②過去勤務費用及び数理計算上の差異

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理をしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

3．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．収益の計上基準

(1) 加盟店手数料

加盟店への立替払実行時に一括して計上しております。

(2) 顧客手数料

主として残債方式による期日到来基準に基づき計上しております。

(3) 信用保証料

主として残債方式により計上しております。

(4) プロセッシング業務手数料

主として残債方式により計上しております。

5．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、長期前払消費税等として投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度に係る計算書類から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1．貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金　34,552百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）2.引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

営業債権について返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症が与える影響に関しては軽微であるとの仮定に基づき、前事業年度の計算書類における（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の拡大状況やその経済環境への影響が変化した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2．固定資産の減損処理

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

ソフトウエア　82,968百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、多数の個人との取引を基礎に多量のデータ処理が必要であり、外部環境の変化への対応も踏まえ、基幹システムの更新など重要なシステム投資を行っており、次期基幹システムの当期末残高は50,286百万円であり、「ソフトウエア」残高の61%を占めております。

当社は、ソフトウエアのうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては投資回収計画や利用状況等に係る決算条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降に減損処理が必要となる可能性があります。

なお、上述した開発中の次期基幹システム（ソフトウエア）については、直近の開発状況をモニタリングした結果、減損処理すべき状況にはないと判断しております。

(貸借対照表等に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示しているものを除く）

(1) 短期金銭債権額	1,523百万円
(2) 長期金銭債権額	363百万円
(3) 短期金銭債務額	2,953百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　25,059百万円

3．偶発債務

(1)保証債務

保証対象	対象残高
株式会社イオン銀行が行っている カード事業や個人向けローンから生じる債権等	1,228,482百万円

(2)重畳的債務引受による連帯債務

保証対象	対象残高
株式会社イオン銀行のリース債務	2,125百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

(1) 営業収益　250百万円

(2) 営業費用　3,503百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	10,000,000	−	−	10,000,000
合計	10,000,000	−	−	10,000,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月17日定時株主総会	普通株式	3,700	370	2021年2月28日	2021年5月18日
2021年10月5日取締役会	普通株式	1,900	190	2021年8月31日	2021年11月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	1,500	繰越利益剰余金	150	2022年2月28日	2022年5月23日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金繰入額、利息返還損失引当金繰入額及び債務保証損失引当金繰入額にかかるものであります。繰延税金負債の発生の主な原因は、資産除去債務にかかるものであります。

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

当社が保有する金融資産は主として割賦売掛金、営業貸付金及び未収入金であり、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通じて適時に資金管理を行っております。

買掛金や借入金などの金融負債は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通じて、適時に資金管理を行うことで流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	5,021	5,021	－
(2)割賦売掛金	128,631		
貸倒引当金	△14,865		
	113,766	119,829	6,063
(3)営業貸付金	59,004		
貸倒引当金	△19,686		
	39,317	43,747	4,429
(4)立替金	76,764	76,764	－
(5)未収入金	128,535	128,535	－
(6)買掛金	219,662	219,662	－
(7)短期借入金	1,500	1,500	－
(8)関係会社短期借入金	74,000	74,000	－
(9)未払金	47,331	47,331	－
(10)預り金	55,509	55,509	－
(11)リース債務（※）	22,006	22,343	337

（※）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)割賦売掛金、(3)営業貸付金

これらの時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分毎に信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリーレートに債権の回収コスト（経費率）を加味した利率で割引計算しております。

(4)立替金、(5)未収入金、(6)買掛金、(7)短期借入金、(8)関係会社短期借入金、(9)未払金、(10)預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(11)リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1．関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	イオンフィナンシャルサービス株式会社	東京都千代田区	45,698	事業持株会社	被所有 直接100.0%	資金の借入 資金の寄託 役員の兼任 従業員の出向 業務の受託	資金の借入(注)2	26,498	関係会社短期借入金	74,000
							支払利息(注)2	96	未払費用	5
							資金の寄託運用(注)3	27,287	関係会社預け金	-
							受取利息(注)3	85		

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社イオン銀行	東京都千代田区	51,250	銀行業	なし	役員の兼任 従業員の出向 業務の委託 債務保証	資金精算(注)5	-	未収入金	108,134
									未払金	3,970
							プロセッシング業務手数料の受取(注)6	6,117	預り金	36,408
							重畳的債務引受にかかる連帯債務(注)4	2,125		
							債務保証(注)6	1,228,482	未収入金	160
							信用保証料の受取(注)6	49,891		
							業務代行収益(注)6	594	立替金	18,443
							営業債権の買取(注)7	140,580	未払金	15,776

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区	100	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	なし	加盟店契約	加盟店手数料(注)6	10,635	買掛金	6,578
							業務代行収益(注)6	7,252	立替金	20,840

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオンモール株式会社	千葉市美浜区	42,374	ディベロッパー事業	なし	加盟店契約	加盟店手数料(注)6	3,627	買掛金	9,302
							業務代行収益(注)6	1,690		

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	イオン九州株式会社	福岡市博多区	4,815	ゼネラル・マーチャンダイズ・ストア	なし	加盟店契約	加盟店手数料(注)6	1,273	買掛金	5,204
							業務代行収益(注)6	3,119		

種類	会社等の名称	住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	株式会社マルエツ	東京都豊島区	100	スーパーマーケット	なし	加盟店契約	加盟店手数料(注)6	1,565	買掛金	7,573
							業務代行収益(注)6	578		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 取引条件は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は平均残高を記載しております。
3. 消費寄託契約による資金の寄託は、余裕資金の有効活用を目的としており、取引条件は2019年8月29日付消費寄託基本契約に基づいております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
4. 会社分割により、当社が重畳的債務引受を行っております。
5. 資金の精算は、加盟店精算にかかる立替払い及び国際ブランドに対する精算並びに融資代行にかかる資金の一時預りを行っているものであり、取引金額が多額であることから取引金額は記載しておりません。
6. 取引条件の決定については、一般取引条件を勘案して合理的に決定しております。
7. 営業債権の買取価格は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

イオン株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の親会社、東京証券取引所に上場）

イオンフィナンシャルサービス株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	7,573円88銭
2．1株当たり当期純利益	467円89銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

附　属　明　細　書

(会社法第435条第２項に基づく明細書)

事業年度　　2021年３月１日から
(第10期)　　2022年２月28日まで

1．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

2．引　当　金　の　明　細

3．販売費及び一般管理費の明細

東京都千代田区神田錦町一丁目１番地

イオンクレジットサービス株式会社

1．有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細

（単位：百万円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	672	282	89	100	764	1,347	2,111
	車両運搬具	1	-	-	1	0	6	7
	工具、器具及び備品	12,668	4,214	265	4,316	12,300	23,705	36,005
	計	13,342	4,496	355	4,418	13,065	25,059	38,124
無形固定資産	ソフトウエア	76,431	17,846	734	10,575	82,968	80,711	163,680
	電話加入権	0	-	-	-	0	-	0
	計	76,431	17,846	734	10,575	82,968	80,711	163,680
投資その他の資産	長期前払費用	22,493	9,072	544	7,527	23,494	37,958	61,453

（注）当期の増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	増加額	統合基盤	1,042百万円
ソフトウェア	増加額	次期クレジットカードシステム	5,857百万円
長期前払費用	増加額	カード発行費の資産計上	6,761百万円

2．引当金の明細

(単位：百万円)

科　　目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	36,741	14,963	17,152	34,552
賞与引当金	440	537	440	537
役員業績報酬引当金	36	36	36	36
債務保証損失引当金	2,940	1,096	1,355	2,682
利息返還損失引当金	5,706	4,355	3,585	6,476
退職給付引当金	58	161	183	37

(注) 計上理由及び額の算定方法については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
広告宣伝費及び販売促進費	16,695	
貸倒損失	518	
貸倒引当金繰入額	14,963	
利息返還損失引当金繰入額	4,355	
債務保証損失引当金繰入額	1,096	
役員報酬	138	
従業員給与及び賞与	17,119	
法定福利費	2,798	
福利厚生費	1,064	
賞与引当金繰入額	537	
役員業績報酬引当金繰入額	36	
退職給付費用	412	
採用費	204	
寮・社宅費	686	
郵送料	3,310	
電話料	1,420	
租税公課	7,287	
信用調査費	223	
印刷費	574	
システム運用費	11,128	
カード発行費	6,496	
支払手数料	23,740	
賃借料	8,561	
備品消耗品費	637	
減価償却費	14,993	
旅費交通費	239	
事務用消耗品費	55	
損害保険料	84	
雑費	2,512	
計	141,895	